

由布市告示第13号

平成24年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成24年2月21日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成24年2月28日
  - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
二ノ宮健治君	小林華弥子君
高橋 義孝君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	佐藤 友信君
溝口 泰章君	西郡 均君
渕野けさ子君	太田 正美君
佐藤 正君	佐藤 人已君
田中真理子君	利光 直人君
工藤 安雄君	生野 征平君

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

平成24年 第1回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成24年2月28日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

平成24年2月28日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 発議第1号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第2号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第9 報告第3号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第10 議案第1号 由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第2号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第3号 由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第4号 由布市防災会議条例の一部改正について
- 日程第14 議案第5号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第6号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第7号 由布市印鑑条例の一部改正について
- 日程第17 議案第8号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第9号 由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第10号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第20 議案第11号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第21 議案第12号 由布市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第13号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第23 議案第14号 由布市公民館条例の一部改正について

- 日程第24 議案第15号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第16号 由布市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第26 議案第17号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第27 議案第18号 由布市と臼杵市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第28 議案第19号 由布市と津久見市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第29 議案第20号 由布市と大分市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第30 議案第21号 由布市と別府市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第31 議案第22号 由布市と中津市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第32 議案第23号 由布市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第33 議案第24号 由布市と竹田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第34 議案第25号 由布市と杵築市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第35 議案第26号 由布市と宇佐市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第36 議案第27号 由布市と豊後大野市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第37 議案第28号 由布市と国東市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第38 議案第29号 由布市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第39 議案第30号 由布市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第40 議案第31号 平成23年度由布市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第41 議案第32号 平成23年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第42 議案第33号 平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第43 議案第34号 平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第44 議案第35号 平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第45 議案第36号 平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第46 議案第37号 平成23年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第47 議案第38号 平成24年度由布市一般会計予算
- 日程第48 議案第39号 平成24年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第49 議案第40号 平成24年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第50 議案第41号 平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第51 議案第42号 平成24年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第52 議案第43号 平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第53 議案第44号 平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第54 議案第45号 平成24年度由布市水道事業会計予算

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 発議第1号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第2号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第9 報告第3号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第10 議案第1号 由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第2号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第3号 由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第4号 由布市防災会議条例の一部改正について
- 日程第14 議案第5号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第6号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第7号 由布市印鑑条例の一部改正について

- 日程第17 議案第8号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第9号 由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第10号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第20 議案第11号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第21 議案第12号 由布市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第13号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第23 議案第14号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第24 議案第15号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第16号 由布市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第26 議案第17号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第27 議案第18号 由布市と臼杵市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第28 議案第19号 由布市と津久見市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第29 議案第20号 由布市と大分市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第30 議案第21号 由布市と別府市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第31 議案第22号 由布市と中津市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第32 議案第23号 由布市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第33 議案第24号 由布市と竹田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第34 議案第25号 由布市と杵築市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第35 議案第26号 由布市と宇佐市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第36 議案第27号 由布市と豊後大野市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第37 議案第28号 由布市と国東市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約

- の変更に関する協議について
- 日程第38 議案第29号 由布市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第39 議案第30号 由布市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第40 議案第31号 平成23年度由布市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第41 議案第32号 平成23年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第42 議案第33号 平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第34号 平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第44 議案第35号 平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第45 議案第36号 平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第46 議案第37号 平成23年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第47 議案第38号 平成24年度由布市一般会計予算
- 日程第48 議案第39号 平成24年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第49 議案第40号 平成24年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第50 議案第41号 平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第51 議案第42号 平成24年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第52 議案第43号 平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第53 議案第44号 平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第54 議案第45号 平成24年度由布市水道事業会計予算

---

出席議員（20名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 鷺野 弘一君 | 2 番 廣末 英徳君 |
| 3 番 甲斐 裕一君 | 4 番 長谷川建策君 |
| 5 番 二ノ宮健治君 | 6 番 小林華弥子君 |
| 7 番 高橋 義孝君 | 8 番 新井 一徳君 |
| 9 番 佐藤 郁夫君 | 10番 佐藤 友信君 |
| 11番 溝口 泰章君 | 12番 西郡 均君  |
| 13番 淵野けさ子君 | 14番 太田 正美君 |
| 15番 佐藤 正君  | 16番 佐藤 人已君 |
| 17番 田中真理子君 | 18番 利光 直人君 |
| 20番 工藤 安雄君 | 21番 生野 征平君 |



であります。早期の復旧をお祈りするものであります。

ところで、恒例となりました県内一周駅伝であります。我が由布市チームは、最後まで健闘いたしましたが、残念ながら昨年の順位を下げる結果となつてしまい、念願のB部優勝等はかないませんでした。来年の活躍を期待したいと思っております。

また、日出生台演習場で行われました米海兵隊実弾射撃訓練も終了し、本日は本隊が、あすは後発隊が撤収するというので、市民の安全・安心に全力を掲げてきました消防団湯布院方面隊や地元自治区などの関係者並びに市職員関係各位に深く感謝の意を表します。

さて、今定例会では、報告3件、議案45件が提案されておりますが、今回は平成24年度の由布市当初予算を決定する重要な定例会であります。このようなことから、審議に当たって議案数も多く、議員の皆様には大変御苦勞をおかけいたしますが、慎重なる御審議をよろしくお願い申し上げます。

なお、議案等の説明に当たっては、わかりやすく丁寧な対応に努められますよう執行部にお願いいたします。

以上、開会に当たって私からのごあいさつといたします。

それでは本定例会の開会に当たり、招集者であります市長よりあいさつをいただきます。

市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成24年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私ともにお忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

日本中を覆った寒気団の影響によりまして、先月下旬から断続的に風雪を伴った厳しい寒さが続きましたが、そよぐ風に、ようやく穏やかな春の訪れを感じるようになったきょうこのごろでございます。

議員皆様におかれましては、市民の幸せと由布市発展のために、常日ごろから議員活動に精励されておられますことに、心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

さて、日本に壊滅的な被害をもたらした東日本大震災から1年がたとうとしております。年明けには、ことしこそ平和で安らかな年になることを心の底から祈っておりましたが、市内におきまして、1月12日から1週間の間に3件もの建物火災が発生いたしました。

これ以降、特に空気が乾燥する日においては、消防署の広報車による火災予防の啓発を行ってまいりましたが、2月10日に再び由布院駅前の店舗が全焼する火災が起きてしまいました。

いずれも幸いなことに、延焼や死傷者はなかったものの、改めまして防火啓発のさらなる推進を肝に銘じたところであります。

まだまだ火災の起きやすい時期でありますことから、今後とも消防団等と連携をし、火の用心を徹底していただくよう周知を図ってまいりたいと思います。

また、2月10日から行われました日出生台演習場での104号線越え実弾射撃訓練につきましては、きょう、あすにかけまして、米軍の海兵隊が撤収する予定であります。

現地対策本部はあすまで設置しておりまして、これまでに大事に至る事故、事件の報告は受けておりませんが、海兵隊の軍用車両が県道を走行するという、市民に不安を与える行為がありましたことについて、四者協として再発防止を厳重に申し入れたところであります。

御承知のとおり、来年は日出生台での演習は行われないとのこと、ひとまず安心していただいております。

さて、本定例会でございますが、報告3件と平成24年度一般会計当初予算を初めとする議案45件の提案を予定しております。

慎重なる御審議をお願いいたしますとともに、どうか御賛同いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（生野 征平君） ただいまの出席議員数は20人です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第1回由布市議会定例会を開会します。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

---

#### ■故・久保博義議員のお別れの会

○議長（生野 征平君） 本日の議事日程に入ります前に、去る2月5日に御逝去されました故久保博義議員のお別れの会をとり行いたいと思います。

最初に、由布市を代表して、首藤市長からお別れの言葉をいただきたいと存じます。市長。

（市長、演台へ登壇）

○市長（首藤 奉文君） 本日ここに、今は亡き久保博義議員のお別れの会がとり行われますに当たり、謹んで哀悼の言葉をささげます。

去る2月5日の午後、突然あなたの訃報が飛び込んでまいりました。体調を崩され入院中でありました昨年、病を克服し、少しやせられたとはいえ、議場に復帰されたお姿を拝見していただいたので、今度もきっと元気になってくれるものと確信をいたしておりましただけに全身の力が抜けていくようでありました。

生前、入院されている大分大学病院にお見舞いに伺いましたときも、「今はちょっと苦しいけ

ど、以前より大分よくなったような気がします。早く元気になって、もとのように頑張りますのでよろしく」とおっしゃっていただけに、本当に残念でたまりません。

議員として、地域のリーダーとして、また久保家の長として、やり残したことはたくさんあったことと思われます。

あなたは、湯布院町役場に奉職され、建築士の資格を有していたことに加え、さらに勉強と努力を重ね、今日ある湯布院のまちづくりの基礎を築かれました。平成4年に退職されてなお、地域を愛し、地域の発展を願う強い思いから、湯布院町議会議員に立候補され、見事当選されました。以来、川西地区はもちろん、町民の幸せと湯布院町の発展のため、日夜東奔西走されました。

合併して由布市となり、立候補された市議会議員選挙でも当選され、湯布院地域のみならず、多くの方々から支持を得られていたことがうかがえます。市議会議員となられましてからも、あなたの一途な思いに変わることはなく、ひたすら議員活動に御尽力されている姿に頭の下がる思いがありました。

また、平成17年には副議長の重責も担っていただき、豊富な行政経験による高い見識を持って職員にも温かい助言をいただいております。

私とは同年代ということもあり、由布市のこれからや家族のことなど、よくいろんなお話をいたしました。あの優しい笑顔を見ることができないと思うと、ただただ残念でなりません。

これまで由布市発展のため、そして由布市民のために全力で頑張ってくださいましたあなたに、市長として心から感謝を申し上げます。お疲れさまでした。そして心からありがとうございました。

長い闘病生活、本当に苦しかったことでしょう。つらかったことでしょう。これからはどうか安らかにお眠りください。私は、これまであなたからいただいた数々の御示唆を決して忘れず、由布市発展のために頑張り抜くことをお誓い申し上げます。

終わりに、久保博義議員の御冥福を衷心よりお祈りいたしますとともに、どうかこの由布市を天国からしっかり見守っていただきますようお願い申し上げます、お別れの言葉といたします。

平成24年2月28日、由布市長首藤奉文。

(市長、演台から降壇)

○議長(生野 征平君) ありがとうございました。

(議長、演台へ登壇)

○議長(生野 征平君) 続きまして、由布市議会を代表しまして私からお別れの言葉を申し上げます。

お別れの言葉。謹んで故久保博義議員に市議会全議員が真心を込め、お別れの言葉を申し上げます。

あなたは、常日ごろから穏やかで何事にも沈着冷静の中に、卓越した御意見と強固な信念を持

ち、住民の期待と信頼のうちに、町議会議員及び市議会議員として4期16年間、住民の負託に応えられておられます。この間、旧湯布院町議会では、副議長を初め、監査委員など要職に就任されました。

平成17年11月の3町合併による初めての全市1区の選挙では、大変な激戦の中を勝ち抜き、当選されるや、新由布市議会の初代副議長に就任され、市政の進展と郷土の産業文化の高揚に真摯な努力と非凡な才能を振るわれました。

また、平成21年10月の選挙では、お互いに激戦を勝利し、今後の活躍を誓ったものでありました。

しかるに、あなたは突如として病魔の冒すところとなり、たびたびの手術にも耐え、必ず治ってみせると病床で頑張っている姿に接し、私どもも何とか回復してほしいとの祈りを強くささげておりましたが、御家族、御親戚の心からなる看護の功もむなしく、ついに帰らぬ人となりました。惜別の情は尽きませんが、由布市発展の伝統を考え、郷土の将来を思うとき、剛毅を内に秘め、信念に生きられました67年のあなたの生涯は、昨年6月、全国市議会議長会表彰受賞の功績とともに、さん然と輝いております。

由布市の将来にとりましては、痛惜のきわみではありますが、どうかあなたのみたまが長く本市にとどまり、御遺族の上に、また市政の上に限りない御加護とお導きなされますことを信じ、安らかに眠りくださることをお祈り申し上げ、お別れの言葉といたします。

平成24年2月28日、由布市議会議長生野征平。

(議長、演台から降壇)

○議長(生野 征平君) 本日御出席の皆様とともに、故久保博義議員の御冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。皆さん、御起立をお願いいたします。黙祷。

(黙 祷)

○議長(生野 征平君) 黙祷を終わります。御着席願います。

これをもちまして、故久保博義議員のお別れの会を終了させていただきます。

---

○議長(生野 征平君) 本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。これから本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(生野 征平君) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番、淵野けさ子さん、14番、太田正美君の2名を指名します。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（生野 征平君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの21日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの21日間と決定いたします。

---

## 日程第3. 諸報告

○議長（生野 征平君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をお手元に資料として配付をしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。市長。

○市長（首藤 奉文君） お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いする次第であります。少しお時間をいただきまして、幾つかの項目について詳細な御報告を申し上げます。

12月12日に上京いたしまして、御殿場市等の14市町村とともに、渡辺防衛副大臣並びに豊田防衛省地方協力局次長と面談し、公共施設の整備によるまちづくりのための交付金継続交付を要望いたしました。

特定防衛施設周辺整備交付金関係特別交付金については、これまでも平成24年度予算の概算要求に向けた要請行動を行ってまいりましたが、いまだ明快な回答が得られていないことから、引き続きの同様な予算措置を強く要望いたしましたところであります。

渡辺防衛副大臣からは、「苦渋の選択により受け入れをいただいたことは十分理解しており、財政当局との折衝には厳しいものがあるが、政治的に最大限の努力をしたい」との回答を得ております。

参加自治体におきましては、今後は組織として窓口を一本化し、防衛省と粘り強く折衝していくことを確認したところであります。

12月19日には、「地域医療機能推進機構」への早期移行の要望のため、政府・国会へ要望に参りました。

本件については、昨年6月に「独立行政法人地域医療機能推進機構法」が成立いたしました。が、半年以上が過ぎ、いまだ新機構の設計図や、その工程といった移行作業が進んでいない現状にあ

ります。

当日、面談した厚生労働省上席管理官からは、組織、移行の時期について、関係団体との協議を進めているとのことでありました。

また、2月14日には、高知市、能代市、勝山市、さいたま市の行政、議会の代表と病院関係者らとの会議の場が設けられ、あわせまして、再度国会議員への要望活動を行うとともに、厚生労働省管理官より状況報告を受けたところでありました。

新機構への移行については、平成24年度には方針を示していく予定とのことではありますが、その目的や役割にふさわしい組織として、一刻も早く移行させるため、今後とも関係自治体や団体と引き続き連携し、情報交換を行っていくことといたしております。

1月26日から27日にかけて、山形県上山市、和歌山県田辺市と連携し、昨年5月に設立いたしました「温泉クアオルト第2研究会」が湯布院町で開催されました。

横戸上山市長を初め、24名の関係者の方々、また市議会議員の皆様を初め、市内外から多くの参加をいただき、滞在型保養温泉地を目指す共通の課題などについて熱心な議論が交わされました。

「まちづくりと観光」「健康づくり」「環境と景観」の3分野で行われた分科会では、各市の特徴を生かし、共通の理念を持って、人材の育成やノウハウの共有を行っていくことが重要であることなどが報告されました。

また、東京大学名誉教授大森先生の「地域における協働の可能性」と題した記念講演も行われ、今後とも3市官民の連携により、自然と温泉を生かした、よりすばらしいまちづくりを進めていくことを確認したところでありました。

以上、報告いたします。

なお、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、今回該当はありません。

○議長（生野 征平君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、平成23年第4回定例会において採択されました請願・陳情の処理の経過と結果について、地方自治法第125条の規定により、執行部より報告を求めます。

副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） それでは、平成23年第4回定例会で採択または趣旨採択されました請願・陳情のその後の処理経過について報告いたします。

請願受理番号14、受理年月日、平成23年10月4日、深谷自治区（青野地区）の防災対策実施の請願についてでございます。結果は採択であります。

平成23年10月12日に大分土木事務所、それから市の関係部署、地元関係者で現地の合同調査を行いました。急傾斜地崩壊対策事業での採択が可能か、実施が可能かについて、現在県と

検討しているところでございます。今後も実施に向けて要望を行っていきたいと考えております。

続きまして、請願受理番号15、受理年月日、平成23年11月22日、ロノ原ふれあい広場に係る展望台設置と往来道の改良に関する請願でございます。結果は趣旨採択でございます。

ロノ原広場——ここは大変桜の名所でございますが、ロノ原広場から展望台に至る往来道の改良として、今回花見の季節前までに庄内地域における地域活力創造事業を活用し、往来道の整地を行うようにしております。展望台につきましては、今後の検討にしていきたいというふうに考えております。

続きまして、請願受理番号17、受理年月日、平成23年12月1日、市道編入に関する請願についてでございます。

本路線は、鬼瀬地区、ちょうど国道210号からJRを挟んで川側にある市道でございますが、これ一端がいわゆる行きどまりの市道でございます。この関係から、条件として、いわゆる迂回路が必要であるというふうな条件がつけられておりました。この関係で、現在迂回路といえますか、転回場所の必要性がありましたので、その用地の確保等について、今地元調整中でございます。この調整がつき次第、市道認定を行いたいと考えております。

最後になります。陳情受理番号2、受理年月日、平成23年12月6日、件名は由布市内の公立小中学校・幼稚園・保育園給食における放射能対策を求める陳情でございます。結果は趣旨採択でございます。

現在購入しております食材につきましては、ほぼ市内産、もしくは県内産であります。それ以外の食材は、ほぼ九州産の現状でございます。九州産以外の食材を使用する場合には、放射能検査を受け、国の安全基準をクリアしたものを原則使用しております。

また、汚染が疑われる食材が県内に流通したと、そういった情報が入った場合につきましては、学校給食会等の関連機関と十分協議しながら、安全を確保していきたいと考えています。

今後、父兄の皆様等に対する理解を得るためにホームページ等における食材の産地等についての公表も検討しておりますが、この件につきましては、給食運営委員会とか保護者等の懇談会において話し合いをしながら、その対策を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 訂正いたします。本当大変申しわけございません。湯布院の八山の市道でございます。大変申しわけございませんでした。私のほうが2つの路線を勘違いして申しわけありません、失礼いたします。

○議長（生野 征平君） 請願・陳情の処理の経過及び結果報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いいたします。由布大分環境衛生組合議会議長、

二ノ宮健治君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（二ノ宮健治君） 皆さん、おはようございます。由布大分環境衛生組合議会議長の二ノ宮でございます。由布大分環境衛生組合議会が開催されましたので、その概要について、下記のとおり報告をいたします。

24年2月17日10時から、由布大分環境衛生組合の会議室で1日間で行われました。事件につきましては、23年度の補正、それから24年度の一般会計の当初予算でございました。審議結果について御報告をいたします。

議案第1号平成23年度由布大分環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）、歳入歳出予算の総額に300万円を追加いたしまして、6億8,017万2,000円となりました。今回の補正につきましては、古紙・ペットボトルの売却料が主なものでございました。このほかにごみ収集車購入費の1,226万9,000円が諸般の事情によりまして繰越明許費として計上されました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決をいたしました。

議案第2号平成24年度由布大分環境衛生組合一般会計予算、今回につきましては、6億3,315万9,000円になりました。対前年比で3,636万7,000円の減額予算でありましたが、このことにつきましては、一番最後の資料に――4ページ目ですが、資料2で比較表を差し上げております。起債の償還金が1,830万9,000円、それから繰り越しが23年度は2,500万円見たんですが、今回につきましては1,000万円ということで3,600万円の歳入減額になっています。歳出につきましては、一般管理費の中で――済みません、ごみ処理費が2,400万円の減額です。これは昨年のごみ収集4トン車1,300万円、それから負補交といたしまして精算金、それから起債の償還金等がありまして、ことしはそれがございませぬ。し尿費につきましても、昨年は基本計画の策定委託料等がありまして、合計3,600万円の減額予算になっています。

1つ前を開いていただきたいと思います。右に資料1と書いております。少し環境衛生のことを知っていただきたいと思います。これは、すべてここにつきましては、ほとんどが負担金で計上されているということでございます。歳出がいろんな関係費で一番右のちょうど真ん中ぐらいなんですが、6億3,315万9,000円が今必要な経費でございます。これに対してどういう算出負担をするかという説明です。その他の収入で使用料及び手数料というのが1,800万1,000円、それからその下のほうにごみ袋負担金というのが各種負担金の中に大分市負担ということで170万円があります。これは今、野津原町の分を委託を受けて――大分市についてはまだごみ袋が料金を取っていません。そういう関係で大分市のほうから負担金という形で歳入があります。そのあわせところが1,970万1,000円になります。これを一番右の歳出合計で割ると、今ごみの袋で取っている分については約3%ぐらいしか取ってないということでご

ざいます。受益者負担という中で、このことについてはいろんなことを考えていかなければならないんじゃないかという意見もございます。

それから、一番右が、由布市の負担金が今どのくらい負担をしているかということでございます。いろんな負担金がありまして、5億2,298万9,000円、それから大分市は8,093万9,000円という負担で今成り立っています。ぜひこういうことも少し理解をしていただきまして、運営に対するいろんな御意見をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いいたします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、瀧野けさ子さん。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（瀧野けさ子君） 皆さん、おはようございます。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の瀧野でございます。平成24年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので御報告いたします。

会議結果、会議名、平成24年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会、開会は平成24年2月20日月曜日、会期は1日間でございます。場所は大分県医師会館6階の研修室でございます。出欠は県下全員26名が出席いたしました。

議事日程第1、新議員の議席の指定について、これは由布市と杵築市の2市でした。会期の決定は1日。そして、議案第1号から第8号までが一括上程されまして、提案理由の説明を受け、そして詳細説明がございました。

議案第1号から議案第8号につきまして、議案質疑は2名、主に議案第4号と議案第7号についてのことでもございました。そして一般質問は1名、大分市の河野広子市議員さんでもございました。会議録署名議員は、指名は宇佐市と豊後高田市でございます。

議案説明につきましては、1号から8号まで、主なことを掲載させていただいておりますので、ぜひ御一読をしていただきたいと思います。

以上、8議案が一括上程され、賛成多数で可決されたので報告申し上げます。

そして、主なものといたしまして、最後を見ていただきたいと思います。大分県における平成24年、25年度の後期高齢者医療の保険料について、新年度が改定の時期でありますので、この仕組みを掲載させていただきました。

今回の増加抑制に対するポイントといたしまして、次回の保険料増加抑制財源の確保とのバランスを考慮しつつ、なおかつ今回の引き上げが被保険者にとって著しい負担増加とならないように最終案を算出しております。今回は介護保険料引き上げと重なることから、高齢者の生活への負担を少しでも和らげるために、次回より今回を増加抑制制度合いが高くなるように配分をして

ございます。

わかりやすく書いてございますので、市民から質問されることもあろうかと思いますが、参考のための御一読いただければありがたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（生野 征平君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告が終わりました。

次に、閉会中の委員会調査研究報告をお願いします。議会活性化調査特別委員長、佐藤人已君。

○議会活性化調査特別委員会委員長（佐藤 人已君） では、議会活性化調査特別委員会から調査研修の報告を行いたいと思います。

本特別委員会は、所管事項のうち、次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第103条の規定により報告します。

調査事件、議会改革の取り組みについて。2番目、調査研修の期間、平成24年2月1日、2日の2日間です。3、調査研修地、熊本県御船町。4番目、調査研修視察は皆様方にお配りのとおりでございます。5番目が調査研修の結果。下記のとおりでございます。

では、ただいまから御報告を申し上げます。

熊本県御船町は、人口約1万8,000人、熊本市の東南に位置するベッドタウンです。平成2年に町内の小学生が日本で最初に肉食恐竜の化石を発見したことから、恐竜のまちとして知られ、町営の恐竜博物館が町役場に隣接して建てられていました。平成16年に合併協議がありましたが、8割の町民が反対で、自立の道を選択しました。

御船町議会は、議員定数16名、平成22年3月に議会基本条例を制定し、その後、議会報告会の開催、反問権の設定、議会モニター、アドバイザー制度の導入など、さまざまな議会改革に取り組んでおり、特に通年議会を実施していることから、全国から注目を集めている地方議会です。

2010年には、全国の第5回マニフェスト大賞で御船町議会是最優秀議会改革賞を受賞。また同時に、山本町長も首長部門のマニフェスト大賞で優秀賞をダブル受賞されています。

それ以後、御船町には連日議会視察の申し込みが殺到しており、今回由布市議会活性化調査特別委員会が視察の申し込みをしたところ、他からの視察受け入れが続いてなかなか日程が調整できず、京都府久御山町議会との合同研修でよければという条件で何とか受け入れをしていただきました。

研修には、副議長、議会運営委員長、議会運営副委員長、総務常任委員長など、多くの議員が出席いただき、資料説明から質疑応答まで、議会運営委員長や総務常任委員長がみずから進行してくれました。議会事務局や行政に頼らず、議員自身が議会改革や議会運営を主体的に行っている姿がうかがえました。

質疑応答では、特に通年議会について質問が集中しました。御船町議会の場合は、4月に町長が議会を招集すると、会期は1年間、翌年の3月31日までとしています。一年じゅうずっと議会の会期中になるわけですが、実際には3月と9月にはこれまでと同じように複数日にわたって連続して会議を開いて、決算予算を中心とした審議をしています。それ以外のときは毎月1回1日のみ本会議を開いているそうです。3月と9月を除く月の第1週目には全員協議会を、第2週目には本会議を1日開催、第3週目に委員会を、そして第4週目には議会運営委員会を開くという形式で行っています。一般質問では、毎月第2週目に開かれる本会議のときに希望する議員がいれば行えるとのことでした。

通年議会のメリット、デメリットについて質問したところ、デメリットはない。メリットとして、議会が毎月決まった週に開かれているため、町民にとって議会がいつ開かれているのかわからないといった声なくなったこと。いつも身近で議会が開かれているという感じが強くなったとのことでした。

ただし、通年議会にしても町長の専決処分が全くなくなったわけではなく、緊急性の高いものや事故に関する補償処理問題などについては専決処分をすることもあるそうです。議会報告会の開催を定例化していること、それとは別に町民からの要望や申し込みに応じて「あおぞら会議」として町民と議会との意見交換の場を設けているとのことでした。さらに議会モニター制度を実施しており、町民の中から公募で6名の方に議会モニターになっていただき、本会議や全員協議会を傍聴してもらって、さまざまな提言や意見をもらっている。その提言の中から休日議会の開会なども試験的に行ったことがあるとのことでした。また、議会のアドバイザーとして、新潟県立大学の先生とアドバイザー契約を結び、議会改革についてさまざまなアドバイスをもらっていました。

御船町は、町長の山本孝二氏が就任後、マニフェスト型の行政運営を実施し、共創のまちづくりを進めており、今現在、住民基本条例の制定に取り組んでいるそうです。町議会としても、この町長の出したマニフェストについて検証議論し、議会としてのマニフェスト評価も行っているとのことでした。御船町議会は小さな町議会でありながら、先進的で画期的な議会改革に議員全員が一丸となって取り組んでいる様子、そして議員一人一人の意識が高まっていることが強く感じられる議会でした。成果があるかどうかということをいろいろ迷う前に、まずはさまざまな取り組みを実際にどんどんやってみて、とにかく議会を変えていこうというフットワークの軽さ、そして議会改革に前向きに取り組んでいこうという気概が強く感じられました。由布市議会としては、同じ取り組みを同じようにするというものではありませんが、それでもとにかくいろんなことに議員みずから自分たちでどんどん取り組んでやっさいこうという姿勢は見習うべきものがあると感じました。

今後、由布市議会活性化調査特別委員会としては、今回の視察から学んだ御船町議会の具体的な取り組みの手法を参考に、由布市議会のできることを、すべきことを議論整理しつつ、具体的な取り組みに結びつけて提案していきたいと思えます。

以上で、議会活性化調査特別委員会の研修報告を終わります。

○議長（生野 征平君） 閉会中の委員会調査研修報告が終わりました。

---

#### 日程第4. 市長の施政方針

○議長（生野 征平君） 次に、日程第4、市長の施政方針をお願いいたします。市長。

○市長（首藤 奉文君） 本日、平成24年第1回由布市議会定例会の開会に当たりまして、24年度当初予算案を初め、諸議案の説明に先立ち、新年度におきます私の市政執行に臨む所信の一端を申し述べ、議員各位の御理解と御協力をお願いする次第であります。

昨年は、東日本大震災という、これまで我々が経験したことのない大災禍に襲われた年でありました。被災地では、被災者の生活再建や瓦れき処理、いまだ展望の見えない原発問題など、待ったなしの状況が続いております。被災地の一日も早い復興を願ってやみません。

同じ自治体に働く者として、職員の派遣を初めとして、可能な限り支援を継続的に行ってまいりたいと考えております。

現在、由布市におきましても、大分県内一体となった防災計画の見直しを行っておりますが、従来のハード中心の災害対策の限界を認識し、いかなる災害が発生しても住民の命を守ることができる的確な避難体制の確立など、より一層のソフト面の充実を図ってまいります。

地域経済に目を向けますと、国際的な金融不安や急激な円高が相まって、景気や雇用に明るい希望が見出せない状況が続いております。加えて、我が国は人口減少社会に突入し、高齢化は一段とスピードを増しております。昨年6月には「社会保障、税一体改革成案」が決定され、今国会においても、その動向が注目されております。少子高齢化の中、社会保障の財源をいかに確保し、持続可能な制度としていくのか、とりわけ住民ニーズにこたえ、社会保障サービスを展開する私ども「基礎的自治体」の役割は、ますます大きくなってくると考えております。

平成24年度につきましても、事業の推進に当たりましては、議員各位を初め、市民の皆様とともに考え、実行することを基本に、総合計画に掲げております「地域自治を大切にしたい住みよき日本一のまち」づくりに全力で取り組んでまいります。

具体的な取り組み概要につきましては、引き続き「地産地消と観光振興」「教育資質の向上」「高齢化と小規模集落対策」「子育て支援対策」「情報発信、交流連携」を重点的に推進をするとともに、平成24年度は市独自の緊急経済対策枠を設けて予算計上をいたしたところであります。

まず、1点目の「地産地消と観光振興」についてであります。昨年度設置いたしました「由布市地産地消・特産品ブランド化推進協議会」を中心に、農業、商工、観光の連携を推進するとともに、マーケティング調査と自立できる有機農業の確立を図ってまいります。

また、観光面では、さまざまな機会を活用した広報宣伝活動を展開するとともに、市内商店で利用できる「おもてなし商品券」を進呈することで、宿泊施設への連泊を誘発し、滞在型、循環型観光の促進を図ります。

また、防災にも配慮した案内看板の機能充実やトイレ整備等により、良好な景観を形成し、観光資源の質的向上を図ってまいります。

次に、教育資質の向上対策についてであります。引き続き市単独で教員の加配を行い、すべての子どもたちが主体的に学習に取り組むことができるように、きめ細かな指導を行います。

耐震化に伴う施設整備については、挾間小学校の改修を継続するとともに、湯布院中学校の改築を平成24年度に着手し、25年度の完成を目指します。

さらに、24年度より、中学校で新たに武道が必修科目となることから、剣道具の購入等を行い、円滑な体育授業の運営を支援してまいります。

また、さまざまな原因から不登校となっている児童生徒の就学指導や教育相談に対処するための教育相談員を配置いたします。

中高一貫教育の推進につきましては、引き続き由布高校への通学支援としてスクールバスの運行、通学費補助を行うとともに、乗り入れ授業の実施のための教員加配を継続いたします。

次に、高齢化と小規模集落対策についてであります。高齢化の進んだ小規模集落で、生活支援や集落活動の維持、見守り活動等を行う支援員を配置する、「田舎で暮らし隊事業」を継続し、加えて、小規模集落の保全、活性化に資する活動に対しましても支援を行ってまいります。

また、有害鳥獣による農作物被害は拡大の一途をたどっておりまして、日常生活にも深刻な影響を及ぼしていることから、金網等の設置補助を拡充し、農業所得の向上、地域活性化を図りたいと思います。

次に、子育て支援対策についてであります。保育環境の整備や子育てに対する不安の解消に努めるとともに、子どもたちの健やかな成長を、地域や家庭、学校で支援する体制づくりなど、総合的な施策を展開してまいります。具体的には、学校の空き教室や公民館を利用し、放課後に児童が安心して過ごせる居場所を提供するとともに、教育委員会と連携して青少年健全育成に資する体験活動等の充実を図ってまいりたいと思います。

また、子どもの預かりなどの援助を希望する人と、援助を行うことを希望する人の相互支援のために、子育てサポート事業を充実させます。

医療費の助成につきましては、これまで小学3年生までを対象といたしておりましたが、これ

を中学3年生、すなわち義務教育終了まで拡大することにより、保健の向上、保護者の負担軽減を図りたいと考えております。

次に、情報発信、交流連携についてであります。由布市のイベントなどの地域情報を放送メディアを通じて発信し、交流人口の拡大を図ってまいりますとともに、市の公式ホームページのリニューアルや携帯サイトの構築などにより、より質の高い情報提供を目指します。

また、協働のまちづくりを推進するため、NPO団体を初め、市内の各種団体が実施する研修や交流事業、人材育成事業などを支援することにより、地域の活性化、交流人口の拡大を図ります。

なお、依然として厳しい財政状況に置かれてはいますが、行財政改革を着実に実行しながら、地域経済の現状を考慮し、一般会計で前年度比1.0%増の予算編成を行ったところであります。

次代を担う子どもたちに、しっかりとこの由布市を引き継ぐことができますよう、全力でその責務を果たしていく所存であります。

最後になりますが、由布市の行政組織再編につきまして、これまでの状況と今後の予定を述べさせていただきます。

日本も成熟社会、定常型社会になったと言われて久しく、由布市も合併という選択を行うことで、住民サービス、住民福祉を守ってまいりました。市の基本的な役割とは、多様化する住民サービスと住民福祉に対し、質の高い、満足の得られる内容でこたえていくことだと思っております。

しかしながら、合併による優遇措置は期限を定められていることから、質の高いサービス、福祉の維持には、優遇措置のある間に、より効率的で効果的な組織運営を大胆に進める必要があると思っております。

合併後に、面積的には大きな市となりましたので、効率的で効果的な組織を目指すには、管理的な機能は集約しながら、直接的なサービスは、より身近な場所で提供する選択肢以外には方法はありません。

組織のあり方は、これまでにさまざまな機会を通しまして、多くの御意見や御提案をいただき、ありがとうございました。

いただきました御意見、御提案を参考にさせていただきながら熟慮を重ねてまいりましたが、いままじの猶予をいただき、今年度中にお示しをしたいと考えております。

なお、災害時に中心拠点となる消防庁舎が老朽化し、大震災が起きた場合には機能が果たせないことや、平成28年の消防無線のデジタル化対応もありまして、消防の新庁舎建設が急務となっております。

行政組織の再編を踏まえまして、市内の火災、救急に最も迅速に対応できる位置に建設を行うこととし、平成24年度中に関連する補正予算を計上いたしたいと思っております。その節には何とぞ

よろしくお願ひ申し上げます。

終わりに、議員各位を初め、市民皆様の御理解と御協力を心からお願ひ申し上げまして、平成24年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（生野 征平君） 市長の施政方針が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は11時15分です。

午前11時01分休憩

.....

午前11時17分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

---

### 日程第5. 請願・陳情について

○議長（生野 征平君） 次に、日程第5、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に、請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（長谷川澄男君） それではまず、請願についてでございますが、お手元に配付しております請願文書表によりまして朗読いたします。

なお、請願者の氏名、紹介議員の敬称等につきましては略させていただきます。

受理番号1、受理年月日、平成24年2月24日。件名、市道編入に関する請願について。請願者住所、由布市湯布院町〇〇〇〇〇〇〇〇。氏名、山崎自治委員、古野幸治ほか1名。紹介議員、佐藤正、長谷川建策。付託委員会、産業建設。

次に、陳情でございますが、陳情文書表によりまして朗読させていただきます。

受理番号1、受理年月日、平成24年2月17日。件名、学校図書館司書人件費確保の陳情。陳情者住所、湯布院町〇〇〇〇〇〇〇〇。氏名、由布市の図書館を支える会代表、千竈八重子ほか2名。付託委員会につきましては、教育民生でございます。

受理番号2、受理年月日、平成24年2月20日。件名、競艇の場外発売場建設反対に関する陳情書。陳情者住所、由布市挾間町〇〇〇〇〇〇〇〇。氏名、由布市に競艇場外舟券売場設置を反対する会、長川敏和ほか2名。付託委員会につきましては、総務でございます。

請願と陳情につきましては以上でございます。

○議長（生野 征平君） ただいまの請願受理番号1の請願1件、陳情受理番号1及び受理番号2の陳情2件については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

---

### 日程第6. 発議第1号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第6、発議第1号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。20番、工藤安雄君。

○議員（20番 工藤 安雄君） 発議案第1号について、提案理由の説明をいたします。

発議案第1号由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、上記の議案を別記のとおり地方自治法第112条及び由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年2月28日提出、由布市議会議員工藤安雄、賛成者、由布市議会議員、湊野けさ子、同じく佐藤友信、利光直人、佐藤人巳、太田正美、小林華弥子、廣末英徳。

提案理由、包括旅行の旅費を見直すことによる。

裏面をごらんください。

由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。別表第2を次のように改める。

次のページには新旧対照表を記載していますのでごらんください。

今回の改正は、航空運賃と宿泊料がパッケージとなる包括旅行について規定するとともに、滞在費の廃止に伴う県外日当の見直しを行い、出張時において経済的に安価な旅行ができる包括旅行を行うための改正でございます。

何とぞ賛同いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（生野 征平君） 提案理由の説明が終わりました。

---

日程第7. 報告第1号

日程第8. 報告第2号

日程第9. 報告第3号

日程第10. 議案第1号

日程第11. 議案第2号

日程第12. 議案第3号

日程第13. 議案第4号

日程第14. 議案第5号

日程第15. 議案第6号

日程第16. 議案第7号

日程第17. 議案第8号

日程第18. 議案第9号

日程第 1 9 . 議案第 1 0 号  
日程第 2 0 . 議案第 1 1 号  
日程第 2 1 . 議案第 1 2 号  
日程第 2 2 . 議案第 1 3 号  
日程第 2 3 . 議案第 1 4 号  
日程第 2 4 . 議案第 1 5 号  
日程第 2 5 . 議案第 1 6 号  
日程第 2 6 . 議案第 1 7 号  
日程第 2 7 . 議案第 1 8 号  
日程第 2 8 . 議案第 1 9 号  
日程第 2 9 . 議案第 2 0 号  
日程第 3 0 . 議案第 2 1 号  
日程第 3 1 . 議案第 2 2 号  
日程第 3 2 . 議案第 2 3 号  
日程第 3 3 . 議案第 2 4 号  
日程第 3 4 . 議案第 2 5 号  
日程第 3 5 . 議案第 2 6 号  
日程第 3 6 . 議案第 2 7 号  
日程第 3 7 . 議案第 2 8 号  
日程第 3 8 . 議案第 2 9 号  
日程第 3 9 . 議案第 3 0 号  
日程第 4 0 . 議案第 3 1 号  
日程第 4 1 . 議案第 3 2 号  
日程第 4 2 . 議案第 3 3 号  
日程第 4 3 . 議案第 3 4 号  
日程第 4 4 . 議案第 3 5 号  
日程第 4 5 . 議案第 3 6 号  
日程第 4 6 . 議案第 3 7 号  
日程第 4 7 . 議案第 3 8 号  
日程第 4 8 . 議案第 3 9 号  
日程第 4 9 . 議案第 4 0 号  
日程第 5 0 . 議案第 4 1 号

日程第51. 議案第42号

日程第52. 議案第43号

日程第53. 議案第44号

日程第54. 議案第45号

○議長（生野 征平君） 次に、本定例会に提出されました日程第7、報告第1号から日程第9、報告第3号までの報告3件、日程第10、議案第1号から日程第54、議案第45号までの議案45件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告3件、議案45件でございます。

最初に、報告第1号の専決処分の報告についてであります。公用車の交通事故による和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号例月出納検査の結果に関する報告について、報告第3号定期監査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告でありますので、代表監査委員により報告をいたします。

次に、議案第1号由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の制定については、障害者自立支援法の施行に伴い、市の障害者施設である小松寮が平成24年4月1日までに新しい体系に移行しなければならないことから、条例の全部改正を行うものであります。

これまでの知的障害者入所更生施設から障害者自立支援法による障害者支援施設となり、サービスは夜間の施設入所支援と日中の生活介護及び短期入所を選択するものであります。

議案第2号以降、第17号までは条例の一部改正であります。

議案第2号由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、大分県人事委員会勧告に準じて職員給与の平均0.23%引き下げを行うことと、労働基準法の改正に伴い、割増賃金率を変更するものであります。

議案第3号由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正については、いわゆるパック旅行と言われる包括旅行を加えるとともに、滞在費を廃止するものであります。

議案第4号由布市防災会議条例の一部改正については、災害に対する女性からの視点が必要であることから、女性委員の増員と委員表記をより具体的に定めるものであります。

議案第5号由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、県内で最も低い消防団員の報酬を県内の他の自治体と均衡のとれたものとする事で消防団員の士気高揚を図るものであります。

議案第6号由布市税条例の一部改正については、地方税法等の改正に伴いまして、たばこ税の税率配分変更や平成26年度から平成35年度の間、各年度分の個人市民税均等割の3,000円に500円を加算するものであります。

議案第7号由布市印鑑条例の一部改正については、住民基本台帳法の一部改正が施行されることにより、印鑑事務の取り扱いが変更されることによるものであります。

議案第8号由布市の介護保険条例の一部改正については、平成24年度より介護保険制度が第5期に入りますことから、由布市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画が策定されるとともに、介護保険法施行令の改正が行われましたので、新たな介護保険料の額等を定めるものであります。

議案第9号由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正については、子どもの通院等の医療費助成について、現在小学校3年生までとしている助成を子育て世帯の経済的負担の軽減を図る目的で中学校3年生までとするものであります。

議案第10号由布市市営住宅条例の一部改正については、地域主権改革により、市営住宅の入居要件等を国の法令に従うことから、市で定めることとされたことによるものであります。

議案第11号由布市道路占用料徴収条例の一部改正については、道路法施行令の改正による引用条文の変更によるものであります。

議案第12号由布市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、条例中の表記に誤りがあったことによるものであります。

議案第13号由布市水道事業給水条例の一部改正については、管理者の定義をより正確に表記することによるものであります。

議案第14号由布市公民館条例の一部改正については、地域主権改革で公民館運営審議会の委員の委嘱について、委嘱基準を市で定めるとされたことによるものであります。

議案第15号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についても、地域主権改革で図書館協議会の委員の任命について、任命基準を市で定めるとされたことによるものであります。

議案第16号由布市消防手数料条例の一部改正については、危険物の規制に関する政令の一部改正によりまして、許可対象の変更があったことによるものであります。

議案第17号由布市火災予防条例の一部改正については、危険物の規制に関する政令の一部改正により、危険物の追加があったことによるものであります。

議案第18号から議案第30号までは、住民票等の交付を市町村間で相互に事務委託するおおいた広域窓口サービスに関するものであります。

議案第18号では、臼杵市と、議案第19号では、津久見市との間で、平成24年8月1日か

ら新たに相互に委託を行うことについて、地方自治法第252条の14第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第20号から30号までは、既におおいた広域窓口サービスの相互委託を実施している9市2町との間で住民基本台帳法の一部改正が施行されることに伴い、事務範囲が変更されて規約の変更が必要となりましたことから、地方自治法第252条の14第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第31号平成23年度由布市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算からそれぞれ1億1,585万1,000円を減額し、予算総額を166億8,425万円にお願いするものであります。

内容といたしましては、年度末を控え、事業の確定等による調整が主なもので、歳入では市税のうち、市民税及び固定資産税が増額となっており、歳出では財政調整基金への積み立て等を行っております。

議案第32号平成23年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ2億5,112万5,000円を追加し、予算総額を43億4,330万8,000円にお願いするものであります。

歳入では、療養給付費交付金や前期高齢者交付金の確定に伴う増額が主なものであり、歳出では、療養諸費や高額医療費の増額が主なものであります。

議案第33号平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算からそれぞれ4,103万6,000円を減額し、予算総額を36億7,008万7,000円にお願いするものであります。

歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を減額し、諸収入を増額しており、市債については正当な科目に組みかえるものであります。

歳出では、保険給付費を減額するものでございます。

議案第34号平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算からそれぞれ379万円を減額し、予算総額を3億8,169万7,000円にお願いするものであります。

歳入では、一般会計繰入金の減額が主なもので、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものであります。

議案第35号平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算からそれぞれ393万8,000円を減額し、予算総額を2億3,002万5,000円にお願いするものであります。

歳入では一般会計繰入金の減額が、歳出では総務管理費の委託料等の確定による減額が主なも

のであります。

議案第36号平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算からそれぞれ267万6,000円を減額し、予算総額を1億3,489万8,000円に願います。

歳入は使用料の減額で、歳出は一般管理費及び施設管理費の需用費等を減額するものであります。

議案第37号平成23年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、本年度中に浄水場汚泥処理業務委託の入札を行い、4月1日から契約を行わないと業務に支障をきたすため、債務負担行為を行うものであります。

議案第38号平成24年度由布市一般会計予算は、総額163億8,648万9,000円となり、前年度当初予算と比較しまして1億5,431万9,000円で1%の微増となっております。平成24年度予算の編成に当たりまして、国は地方財政の見通しとして、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復するものの、社会保障関係費の自然増が見込まれるとしております。本市では、いまだ景気の低迷や厳しい雇用情勢などにより、国とは逆に歳入の根幹をなす市税収入について減収になると見込まれ、大変厳しい予算編成となりました。

そうした中ではありますが、総合計画実現のため、平成22年、23年度に引き続き重点施策として地産地消と観光振興、教育資質の向上対策、高齢化と小規模集落対策、子育て支援対策、情報発信・交流連携に取り組むとともに、市内の厳しい地域経済や雇用情勢を踏まえ、地域経済活性化と雇用創出を図るため、市単独の緊急経済対策枠を設け予算計上をいたしました。歳入では、評価替えの影響により、固定資産税が大幅に減収となることから、市税収入が前年比で減となっております。地方交付税及び実質的な交付税とされる臨時財政対策債は、合計額では前年度とほぼ同額となっております。財政調整基金の取り崩し額につきましては、緊急経済対策枠に充当するため、前年度より増となっております。

歳出では、平成24年度の新たな取り組みといたしまして、小学校3年生までといたしていただきました医療費の無料化を中学校3年生まで拡大する子ども医療費助成の充実、農家から要望の強い鳥獣害対策のための金網柵設置に対する補助、それから公共下水道事業の中止に伴う終末処理場用地の公園化、雇用促進住宅はさま宿舍の購入、観光振興を図るための滞在型・循環型保養温泉地促進事業、そして2カ年度で実施予定の湯布院中学校改築工事などが主なものであります。

議案第39号平成24年度由布市国民健康保険特別会計予算は、総額は42億7,335万5,000円で、前年度当初と比較しまして5.4%の増加となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金等の増額で、歳出では保険給付費・後期高齢者支援金等が増額となっております。

議案第40号平成24年度由布市介護保険特別会計予算は、総額37億3,794万2,000円で、前年度当初と比較しまして2億6,819万円、7.7%の増加となっておりますが、主に給付費の増額によるものであります。

第5期介護保険事業計画に基づいて円滑、適正な介護保険サービスの提供及び保険運営を図ってまいりたいと考えております。

議案第41号平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計予算は、総額4億501万7,000円で、前年度当初と比較しまして5.8%の増加となっております。歳入では、後期高齢者医療保険料率の改定による保険料の増額が主なもので、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものであります。

議案第42号平成24年度由布市簡易水道事業特別会計予算は、総額2億7,929万8,000円で、前年度当初と比較しまして22.7%の増加となっており、主に総務管理費の請負工事費の増額によるものであります。

議案第43号平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計予算は、総額9,982万9,000円で、前年度当初と比較しまして16.02%減少しております。主に起債の借りがえが終わり、償還利子が減額することによるものであります。

議案第44号平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計予算は、総額1億2,666万1,000円で、前年度当初と比較しまして7%減少しております。主に雨漏り防止改修工事の完了と公債費の利子の減額によるものであります。

議案第45号平成24年度由布市水道事業会計予算であります。由布市水道事業につきましては、業務予定量で給水戸数8,830戸、年間総給水量335万2,000立法メートル、1日平均給水量9,184立法メートルを予定しております。

収益的収入は4億8,645万7,000円、収益的支出は5億796万3,000円で、収入額が支出額に対して不足する2,150万6,000円は、一般会計からの長期借入金で補てんするものであります。

収益的収入の主なものとしては、給水利益4億3,960万8,000円、一般加入負担金1,977万1,000円、一般会計補助金1,242万6,000円であります。

支出では、維持管理に伴う営業費用として4億2,311万1,000円、営業外費用の企業債利息として7,184万4,000円が主なものであります。

資本的予算では、資本的収入総額を2億2,848万2,000円とし、主な収入は工事負担金1,500万円、一般会計補助金4,092万3,000円、国庫補助金1,315万8,000円であります。

資本的支出では、委託料4,026万2,000円、請負工事費2億2,413万1,000円、

企業債償還金1億4,865万4,000円が主なもので、収入額が支出額に対して不足する2億1,381万3,000円は、建設改良積立金800万円、減債積立金1,950万円、過年度分損益勘定留保資金1億8,631万3,000円により補てんするものであります。

詳細につきましては、担当部課長から説明をさせますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（生野 征平君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第2号例月出納検査の結果に関する報告について及び報告第3号定期監査の結果に関する報告について、続けて代表監査委員より報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員の佐藤です。それでは、報告第2号につきまして報告を申し上げます。

報告第2号例月出納検査の結果に関する報告について。地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。平成24年2月28日提出、由布市代表監査委員佐藤健治。

それでは1ページをお開きください。地方自治法第235条の2第1項の規定によりまして、平成23年11月の例月出納検査を実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者及び企業出納員の保管する10月末の現金の在高及び出納の状況であります。

検査は11月25日に行いました。

結果につきましては、会計管理者及び企業出納員の保管する現金の在高及び出納関係諸帳票の計数の正確性の検査並びに現金の出納事務の適正に行われているかどうかを検査したところ、その計数は諸帳票のとおり計数一致しており、適正に処理されていると認められました。

続きまして、次のページですが2ページです。同じく、12月の例月出納検査を実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者及び企業出納員の保管する11月末の現金の在高及び出納の状況であります。

検査は12月27日に行いました。

結果につきましては、先月と同様の検査を行ったところ、その計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

続きまして、3ページでございますが、同じく、平成24年1月の例月出納検査を実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者及び企業出納員の保管する12月末の現金の在高及び出納の状況で

ございます。

検査は1月25日に行いました。

結果につきましては、先月と同様の検査を行ったところ、その計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で例月出納検査の報告を終わります。

続きまして、報告第3号につきまして報告申し上げます。

報告第3号定期監査の結果に関する報告について。地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。平成24年2月28日、由布市代表監査委員佐藤健治。

1ページをお開きください。地方自治法第199条第4項の規定によりまして、定期監査を実施いたしました。

監査の対象は、平成23年度由布市における財務に関する事務の執行及び経営にかかわる事業の管理についてであります。

監査は平成23年1月18日から12月27日までの間で実施をいたしました。

監査の内容は、各課の聞き取り調査や関係書類の審査であります。

監査の結果ですが、対象となる事務及び事業については適正に管理されていると認められました。ただし、次ページの2でございますが、ちょっとお開きください。記載しております4点については、改善を要望いたします。

1つ目として、支出に関する書類について。統一性が欠けているように見受けられます。今後、統一的な見解を示してください。

2つ目として、証拠写真等の印刷については、必要なものは別としてカラーでなく白黒での作成を求めます。

3つ目は、振込口座の確認についてであります。振込口座を誤ると事務の効率が悪くなるため、最初から間違いのないようにチェック機能を充実して、事務の効率化に努めてください。

最後に4つ目として、業務日誌についてであります。気象状況は今後の事後の処理の根拠ともなり得るため、台風などの荒天時の記載を行っていただきたい。

また、各課の聴取において、特に留意したものについては2ページ以降のとおりでありますので、御一読願いたいと思っております。

最後に、人員削減によって市民サービスが低下することのないよう事務の効率化をお願いして、定期監査の報告といたします。

終わります。

○議長（生野 征平君） 次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第1号専決処分<sup>1</sup>の報告について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（島津 義信君） 総務部長でございます。報告第1号専決処分<sup>1</sup>の報告について詳細説明を行います。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて同条第2項の規定により報告する。平成24年2月28日提出、由布市長。

次ページをお願いいたします。専決処分<sup>1</sup>につきましては、平成24年2月1日に行ったところでございます。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。公用車の事故について、下記のとおり和解をし、損害賠償の額を定める。

和解の相手方でございますが、大分市大字片島437番地の1、株式会社メインティースでございます。

和解条件といたしましては、相手方の、市は過失割合が20%分に当たる交通事故に係る損害賠償金の支払いをいたすところでございます。なお、相手方につきましては、本件交通事故に関して今後一切の異議及び請求の申し立てを行わないということを誓約しているところでございます。

損害賠償額につきましては8,837円でございます。

事故の概要につきましては、平成23年の12月14日午前11時5分ごろ、庄内町大龍2066番1、ローソン庄内店内の駐車場におきまして、市の公用車の右側部に相手方の車の右後部が衝突したものでございます。

損害賠償金につきましては、公用車の加入保険より既に支払いを終えたところでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第1号由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の制定について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 隆義君） 議案第1号由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の制定について。由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例を別記のように定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

次のページをお願いします。由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例。由布市立知的障害者更生施設小松寮条例の全部を改正する。

条文の朗読を省略し、規定内容のみ説明をさせていただきます。

本議案は、既存の由布市立知的障害者更生施設小松寮条例の全部を改正するものですが、イメージ的には現状の利用形態が維持できるように、また施設の管理運営が新制度に対応できるように改正をいたしております。

第1条では、当該条例の趣旨を規定しております。

第2条は、施設の名称及び位置を規定しています。既存の条例では、由布市立知的障害者更生施設小松寮と表記をされております。

第3条は、小松寮が行うことのできる障害福祉サービスを特定するための規定ですが、施設入所支援及び生活介護など障害者自立支援法に規定されております15種類の障害福祉サービスとしております。実際の運用では、提案理由にもありましたように施設の入所支援、生活介護及び短期入所サービスを行う予定にしております。

第4条では、施設の市の職員定数を規定をいたしております。

第5条は、施設を利用するものの資格を規定をいたしております。障害者自立支援法に基づき、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定を受けたものが該当いたします。

第6条、第7条、第10条及び第11条については施設の利用に関する制約等を、第8条、第9条は施設の利用料に関する事項をそれぞれ規定をいたしております。

条例の施行日は附則に規定していますが、平成24年4月1日からを予定をいたしております。以上でございます。

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩します。再開は13時とします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、議案第2号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてから議案第7号由布市印鑑条例の一部改正についてまで、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（島津 義信君） 総務部長でございます。それでは、議案第2号より詳細説明をさせていただきます。

議案第2号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

改正内容につきましては、新旧対照表をお開き願います。

それでは、第3条、第4条、第13条の3に規定をしております本府省業務調整手当につきましては、今後本手当を支給する見込みがないため、字句及び条文を削除するものでございます。

第15条につきましては、労働基準法の改正に伴い、1カ月45時間を超えて時間外労働を行った場合の割増率を100分の125から100分の135とするための改正でございます。

第15条第1号中休日職員手当とあるのは、正しくは休日勤務手当でありますので今回改正をするものでございます。また、給与の改定につきましては、人事院勧告並びに大分県人事委員会

勧告に準じ平均0.23%の引き下げを行うもので、別表として給料表を記載をしております。

施行時期につきましては、本年の4月1日としております。

次に、議案第3号由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について。由布市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

次ページをお願いいたします。今回の改正では、航空運賃と宿泊料がパッケージとなっていますが、包括旅行について規定をするとともに、これまで東京・大阪のみ用務のある日において支給されていましたが滞在費の廃止を行うものでございます。また、滞在費の廃止に伴いまして県外日当について見直しを行い、出張時において経済的に安価な旅行ができる包括旅行を行うための改正でございます。

施行時期につきましては、本年の4月1日としております。

次に、議案第4号由布市防災会議条例の一部改正について。由布市防災会議条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

次ページをお願いいたします。今回の改正では、第3条第5項委員に関する規定中、現行自衛隊とあるのを陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命するものと改めるとともに、防災に関し女性の視点での意見を求めるため第9号を加え、女性の参画を推進するものでございます。

次に、議案第5号由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について。由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

次ページをお願いいたします。改定をお願いする金額につきましては記載のとおりであります。報酬額の検討に当たっては財政規模が同じ類似団体の額を参考といたしました。

分団長、副分団長については減額となっておりますが、副分団長につきましては類団比較で相当の差があったため、緩和措置として分団長級と同じ下げ幅としているところでございます。

次に、議案第6号由布市税条例の一部改正について。由布市税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

次ページをお願いいたします。今回の条例改正は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律により、第95条のたばこ税の税率を1,000本につき4,618円から5,262円に改め、旧3級品相当分につきましては1,000本につき2,190円を2,495円に改めるものでございまして、市が増額となった分、県が減額ということになっております。

退職所得に対して計算した市民税の金額10分の1に相当する金額の控除の特例が廃止されることから、附則第9条を削除いたします。

附則第22条につきましては、地方税法及び同法施行令の一部改正により、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例に関する規定が整理されたために条文を整理するものでございますが、適用にあたっては従来と変わることはございません。

附則24条につきましては、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行により、平成26年度から平成35年度まで現行の市民税均等割3,000円に500円を加算するものでございます。

施行日につきましては公布の日からとなっておりますが、附則第9条については平成25年1月1日、たばこ税につきましては平成25年4月1日となっております。また、附則第2条では市民税、第3条ではたばこ税に関する経過措置を規定をしているところでございます。

次に、議案第7号由布市印鑑条例の一部改正について。由布市印鑑条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

次ページをお願いいたします。現行の外国人登録制度を廃止し、住民基本台帳法に一元化することを主な内容として、平成21年法律第77号により住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布をされました。

同法の施行期日が平成24年政令第3号によりまして平成24年7月9日と定められたことから、今回改正を行うものでございます。

第2条では、登録資格について条文整理を行っております。

第5条、第6条につきましては、通称についての取り扱いが住民票の記載事項となることから、条文整理を行うものでございます。

なお、附則第2項の経過措置については、今回の法改正によりまして外国人の短期在留者につきましては住民票を作成する対象には含まれないことから規定をしております。

附則の第3項は、住民票を作成する対象となります中長期在留者及び特別永住者の印鑑登録に関する経過措置ということになっております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第8号由布市介護保険条例の一部改正について及び議案第9号由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について、続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 隆義君） 議案第8号と議案第9号の御説明をさせていただきます。

議案第8号由布市介護保険条例の一部改正について。由布市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

次のページをお願いします。由布市介護保険条例の一部を改正する条例、由布市介護保険条例の一部を次のように改正する。

改正条文の朗読を省略し、内容のみ御説明をさせていただきます。

由布市第5期介護保険事業計画及び介護保険法施行令の改正に基づき、第1号被保険者の保険料率の算定に関する基準の特例等の創設に伴い、由布市介護保険条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、介護保険事業計画に基づく保険料並びに保険料の算定に当たり、低所得者への負担軽減を図るため多段階方式を採用するものでございます。

第4条には、保険料を規定をいたしております。保険料は、所得区分に応じて現行6段階に区分しそれぞれ保険料を定めておりますが、これを7段階に区分して保険料をそれぞれ規定をいたしております。

基準額となる第4段階の保険料は、現行で年間5万7,480円、月額にして4,790円となっておりますが、今回の改正で年額7万2,804円、月額にすると6,067円になります。

第4条第2項及び第3項は、所得区分の7段階を設定するための規定になっております。附則の第2条に経過措置、第3条に第3段階の中を細分化する規定となっております。

条例の施行日は平成24年4月1日を予定しております。

後ろに新旧対照表を添付しておりますので、参考にしてください。

引き続きまして、議案第9号由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について。由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

改正条文の朗読を省略し、内容のみ御説明させていただきます。

通院医療費の助成は、これまで小学校3年生まででしたけども、助成対象者を中学3年生まで拡大するための改正内容になっております。

条例の施行日は平成24年4月1日を予定しております。

新旧対照表を添付しておりますので、参考にしてください。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第10号由布市市営住宅条例の一部改正についてから議案第13号由布市水道事業給水条例の一部改正についてまで、続けて詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（佐藤 忠由君） 産業建設部長でございます。議案第10号から議案第13号までについて一括して詳細説明を申し上げます。

議案第10号由布市市営住宅条例の一部改正について。由布市市営住宅条例の一部を改正する

条例を別記のように定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。公営住宅法の改正に伴いまして、第6条中、令第6条第1項各号に規定する者を規則で定める者に改めるものでございます。

施行日につきましては平成24年4月1日から施行するとしております。

次に、議案第11号をお願いいたします。由布市道路占用料徴収条例の一部改正について。由布市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

裏面をお願い申し上げます。今回の一部改正は、道路法の施行令の改正に伴うものでございまして、別表中の施行令第7条及び第8条を改正するものでございますが、次のページに新旧対照表を掲載しております。これで御説明を申し上げたいと思います。

改正される部分をアンダーラインで表記しております。令第7条の第6号を第7号に、第7号を第8号に、自動車駐車場の次に、のうち同号イに掲げる道路の上空に設けるものを加えて、第8号を第9号に改めるものでございます。

施行日につきましては、平成24年4月1日から施行するとしております。

議案第12号をお願いします。議案第12号由布市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。由布市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

裏面をお願い申し上げます。第4条中、水道事業管理者を水道事業の管理者に改めるものでございます。

施行日につきましては、平成24年4月1日から施行するものとしております。

次に、議案第13号をお願いいたします。議案第13号由布市水道事業給水条例の一部改正について。由布市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

裏面をお願い申し上げます。第3条中、管理者を水道事業の管理者の権限を行う市長、以下管理者というに改めるものでございます。

施行日につきましては平成24年4月1日から執行するとしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第14号由布市公民館条例の一部改正について及び議案第15号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、続けて詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（河野 眞一君） 教育次長でございます。それでは、議案第14号及び15号につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案第14号由布市公民館条例の一部改正について。由布市公民館条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

次ページをお開きください。由布市の公民館条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、社会教育法が一部改正されましたことに伴いまして、由布市公民館条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表がございますが、その部分につきまして第17条中、社会教育の関係者及び学識経験のあるもののうちからを、及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験があるものの中から改めるものであります。

続きまして、議案第15号であります。議案第15号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

次ページをお開きください。この条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、図書館法が一部改正されたことに伴いまして由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

第7条中がございますが、以下の2項を加えることによるものであります。読み上げます。

第7条中、由布市立図書館協議会の次に以下協議会というを加え、同条に次の2項を加える。第2項、協議会の委員は、学校及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験があるものの中から教育委員会が任命する。第3項、協議会の委員の定数は15人以内とし、任期は2年とする。

いずれも平成24年4月1日からの施行になります。よろしく申し上げます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第16号由布市消防手数料条例の一部改正について及び議案第17号由布市火災予防条例の一部改正について。続けて詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（加藤 康男君） 消防長です。議案第16号と議案第17号の詳細説明をさせていただきます。

議案第16号由布市消防手数料条例の一部改正について。由布市消防手数料条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

次ページをお願いいたします。この条例の一部改正の内容につきましては、近年浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクの危険物の受入時における事故が増加していることから、今回の危険物の規制に関する政令の改正で浮き蓋付の特定屋外タンク貯蔵所の安全性を確保するために、当該貯蔵所の位置、構造及び設備にかかわる技術上の基準の規定が追加されまして、新たな審査業務が発生す

ることに伴い、由布市消防手数料条例の第3条に規定する別表第2中の一部を改正するものでございます。

新旧対照表のようにその基準の項目が追加されることとございます。

この条例は平成24年4月1日から施行するでございます。

次に、議案第17号につきまして、由布市火災予防条例の一部改正について。由布市火災予防条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

この改正内容につきましては、次ページをお願いします。

同じく、危険物の規制に関する政令の改正で、これまで非危険物として消防法令の規制対象外でありました炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の第1類の危険物に追加されたことに伴いまして、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、また取り扱う場所となるものに対しまして、由布市火災予防条例に規定されている技術基準について所要の経過措置を設け、附則に第5項から第8項までの項を加え定めるものでございます。

炭酸ナトリウム過酸化水素付加物は、酸素系の漂白剤として広く一般に流通しているものでございます。

この条例は平成24年4月1日から施行するでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第18号由布市と臼杵市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議についてから、議案第30号由布市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてまで、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（島津 義信君） 総務部長でございます。それでは、議案第18号から議案第30号までにつきまして詳細説明を行います。

議案第18号由布市と臼杵市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について。地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、証明書等の交付等に係る事務を別記の規約により臼杵市との間で相互に委託する協議について、同条第3項の規定により議会の議決を求める。平成24年2月28日提出、由布市長。

住民票の写しや戸籍謄抄本、印鑑登録証明書など、各種証明書の交付が他の自治体でも受けられる広域窓口サービスの委託について、新たに臼杵市と結ぶものでございます。

規約には、その手続と経費の負担等について定めております。

施行日につきましては、平成24年8月1日とするものでございます。

議案第19号につきましては、ただいま説明をいたしました議案第18号と同様の規約を津久見市と締結するものでございます。

次に、議案第20号由布市と大分市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変

更に関する協議について。地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、大分市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約を別記のように変更することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。平成24年2月28日提出、由布市長。

住民基本台帳法の一部改正によりまして、現行の外国人登録制度が廃止されることに伴い、規約の条文整理を行うものでございます。

法の施行日と同じく、平成24年7月9日から施行するものでございます。なお、同様の変更を議案第21号で別府市と、議案第22号で中津市と、議案第23号で佐伯市と、議案第24号で竹田市と、議案第25号で杵築市と、議案第26号で宇佐市と、議案第27号で豊後大野市と、議案第28号で国東市と、議案第29号で日出町と、議案第30号で九重町との間で行うこととしておりますので、一括して詳細説明とさせていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第31号平成23年度由布市一般会計補正予算（第5号）について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） 財政課長です。それでは、平成23年度一般会計補正予算（第5号）をごらんいただきたいと思います。

予算書に従いまして詳細説明を申し上げます。あわせて、お配りしております3月補正の補正予算の概要及び工事請負関係の説明書も御参照いただきたいと思います。

議案第31号平成23年度由布市一般会計補正予算（第5号）、平成23年度由布市一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,585万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億8,425万円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条、繰越明許費の追加は第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は第3表地方債補正による。平成24年2月28日提出、由布市長。

それでは、8ページをお開きください。第2表繰越明許費の補正です。14事業につきまして、年度内完成が見込めないことから繰越明許の議決をお願いするものです。

繰越理由につきましては、別紙の3月補正の概要に記載しておりますのでよろしくお願いいたします。

次の9ページをごらんください。第3表地方債の補正です。今回は変更です。事業費の確定見込みによる調整を行っております。11事業を補正しております。

続きまして13ページをお願いいたします。事項別明細書の説明です。今回の補正は、年度末

を控えての調整が主になっております。

歳入の主なものについて御説明をいたします。1款市税1項市民税1目個人分、2目の法人分につきましては、それぞれ現年課税分、滞納繰越分が調定額の増により大きく伸びております。

2項の固定資産税につきましては、1目の固定資産税が現年課税分としまして2,283万5,000円、2節の滞納繰越分が4,404万円となっております。いずれも調定額の増によるものでございます。

次の14ページの3款利子割交付金から15ページ、8款自動車取得税交付金までは、県からの通知による変更でございます。

また、13款の分担金及び負担金以降につきましては特定財源となりますので、歳出の項目で御説明をいたします。

それでは22ページをお願いいたします。22ページの中ほどの19款繰入金1項繰入金1目繰入金でございます。説明欄の一番上の財政調整基金2億2,991万1,000円を減額しております。これは、23年度中に取り崩しました2億2,991万1,000円を全額繰り戻すものでございます。

次に、25ページをお開きください。歳出になります。事業費の確定等により、減額を主に行っております。

次の26ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費5目の財産管理費でございますけれども、その一番下の19節の負担金、補助及び交付金につきまして、貸付地元交付金といたしまして697万1,000円を増額しております。

これにつきましては、主なものにつきましては湯布院町川上の県が砂防工事を行いますけれども、その工事用地の売払い収入ということでそれに係る地元交付金でございます。特定財源の中のその他に財産収入として784万6,000円ありますけれども、これの9割が地元に行くものでございます。

28ページをお開きください。上のほうの7目の電子計算費でございます。19節の負担金、補助及び交付金につきまして、説明欄の共聴施設整備事業補助金これにつきましてはテレビの地デジ対策といたしまして予算措置しておりましたけれども、精算により2,233万7,000円減額をいたしております。

特定財源のほうにも、諸収入といたしまして減額の1,665万4,000円、これはデジサポからの補助金の減額分でございます。

それでは、30ページをお開きください。3項の戸籍住民基本台帳費、1目の戸籍住民基本台帳費でございます。13節の委託料でございますけれども、中ほどの住民基本台帳システム改修業務につきまして1,833万3,000円の減額を行っております。

これにつきましては、国の制度がまだ固まらないことから、23年度でのシステム改修はできないということで全額減額を行っておりまして、これと同額を24年度の当初予算で計上いたしております。

続きまして、38ページをお願いいたします。一番上になりますけれども、4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費でございます。19節の負担金、補助及び交付金につきましては、由布大分環境衛生組合への負担金の減でございます。金額が6,214万3,000円の減額となっております。

続きまして、40ページをお願いいたします。上のほうになりますけれども、6款の農林水産業費1項農業費5目の農地費になりますけれども、19節の負担金、補助及び交付金で説明欄の下から2番目になります。県営中山間地域総合整備事業負担金が、事業費の確定によりまして2,400万円の減額となっております。

続きまして、43ページをお願いいたします。8款土木費2項道路橋梁費2目の道路新設改良費でございますけれども、この中には国交省の補助事業、それと過疎債事業、辺地債事業等が入っておりまして非常にわかりにくくなっておりますけれども、ほとんどが事業費の減額でございます。

増額といたしましては、国交省の道整備交付金事業で実施しております市道小野屋櫟木線の補助金の関係で、8,500万円事業費を増額しております。その8,500万円の内訳といたしましては、工事請負費が3,500万円、JR等への負担金が4,900万円、賃借料が100万円となっております。

続きまして、53ページをお願いいたします。下のほうになりますけれども、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目の農業用施設災害復旧費でございますけれども、工事請負費が3,000万円の減額となっております。これは事業費の確定によるものでございます。この工事費の減額によりまして、県支出金も減額となっておりますし、地元分担負担金も減額となっております。

次の54ページでございますけれども、13款諸支出金2項基金費1目基金費でございます。財政調整基金でございますけれども、先ほどの繰り戻しと今回積み立てを2億1,431万2,000円を行うようにしております。この結果、23年度末で23億7,230万9,000円となります。

次のみらいふるさと基金265万4,000円とまちづくり支援自動販売機基金74万9,000円につきましては、指定寄附による積立でございまして、特定財源のほうにその他寄附金として340万3,000円を計上いたしております。

私からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第32号平成23年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第34号平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）ま

で、続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 隆義君） 議案第32号から議案第34号までの御説明をさせていただきます。

議案第32号平成23年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、平成23年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,112万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,330万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成24年2月28日提出、由布市長。

内容を御説明させていただきます。5ページをお願いいたします。事項別明細書総括に基づき主なもののみ説明させていただきます。

歳入の増減につきましては、主に国、県並びに社会保険診療報酬支払基金への交付申請及び交付決定通知に基づくものでございます。

6款の療養給付費交付金1億5,971万1,000円の増額は、退職被保険者分の医療費が増加したことによるものです。

7款前期高齢者交付金2億3,504万1,000円の増額は、平成21年度に医療費が急増したことによる過年度精算分の追加交付が主なものとなっております。

13款の繰入金1億294万7,000円の減額は、一般会計繰入金の減額と各歳入の増額に伴い基金繰入金を補正するものでございます。

6ページお願いします。歳出ですが、1款総務費54万3,000円の増額は、電算給付システム変更に伴う改修費でございます。

2款保険給付費1億6,920万6,000円の増額は、主に退職者医療費の増加に伴う療養給付費等の見込み額を計上いたしております。

7款共同事業拠出金3,608万4,000円の減額は、国保連合会からの決定通知に基づくものでございます。

9款基金積立金1億円の増額は、歳入の7款前期高齢者交付金の21年度精算額の増額分から、基金条例に基づいた基金保有額を確保するため積み立てるものでございます。

11款諸支出金1,704万8,000円は、過年度分の国及び県調整交付金の返還額を計上いたしております。

32号については以上でございます。

議案第33号平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）、平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,103万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,008万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債による。平成24年2月28日提出、由布市長。

内容を御説明させていただきます。7ページ並びに8ページをお願いいたします。

歳入につきましては、介護給付費4,103万6,000円の減額及び9款諸収入3項2目返納金の増額に伴う1款保険料から7款繰入金までを、それぞれ定められた負担率によって減額するものでございます。

次ページの9款3項2目返納金1,929万7,000円につきましては、算定誤りのため事業者からの返納金を受け入れるものでございます。

9ページの10款1項1目の財政安定化基金貸付金5,005万3,000円の増額は、5款県支出金2項1目貸付金7,845万1,000円の減額のうち、2目の交付金2,250万5,000円と介護給付費の減額分589万3,000円を差し引きした金額を組み換えるものでございます。

10ページから11ページをお願いいたします。歳出は、2款保険給付費1項介護サービス等諸費から2款6項特定入所者介護サービス等費までは歳入で御説明いたしました返納金及び介護保険給付費の減額に伴い、関連する支出科目をそれぞれ減額補正をするものでございます。

33号につきましては以上でございます。

議案第34号平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ379万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,169万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成24年2月28日提出、由布市長。

内容を御説明させていただきます。3ページから4ページをお願いいたします。事項別明細書総括に基づき、主なもののみ御説明をさせていただきます。

歳入の3款繰入金360万5,000円は、所得の低い人に対する保険料の軽減分を県と市が補てんしておりますが、保険料軽減に伴う保険基盤安定繰入金額が確定したことにより減額補正をいたしております。

4ページですけれども、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金284万5,000円は、歳入の保険料及び保険基盤安定繰入金の決定に伴う減額補正をいたしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第35号平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（佐藤 忠由君） 産業建設部長です。議案第35号について詳細説明をいたします。

議案第35号平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ393万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,002万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成24年2月28日提出、由布市長。

1ページから2ページにかけましては、款項ごとの補正予算額を記載をしております。事項別明細書で御説明をいたしますので、5ページをお開きください。

歳入でございますが、4款繰入金1項1目一般会計繰入金で財源調整のため393万8,000円を減額しております。

次、6ページをお願いします。歳出でございますけれども、1款水道費1項簡易水道費1目総務管理費で、マイナス393万8,000円でございます。これは、認可申請作成業務及び固定資産評価業務の入札結果による減額でございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第36号平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 隆義君） 議案第36号平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）、平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ267万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,489万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成24年2月28日提出、由布市長。

5ページをお願いいたします。歳入の1款使用料は、会員券売上55万5,000円を増額するほかはいずれも入浴利用者の減少に伴う減額となり、差引252万9,000円の減額補正を

しております。

4 款諸収入 2 項 1 目雑入 1 4 万 7, 0 0 0 円の減額は、売店売上の減少に伴う減額補正でございます。

次、6 ページをお願いいたします。歳出の 1 款健康温泉館費 1 項 1 目の一般管理費から 7 ページの 3 款予備費までは、各節ごとに実績に基づいて不用額を減額補正をいたしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第 3 7 号平成 2 3 年度由布市水道事業会計補正予算（第 3 号）について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（佐藤 忠由君） 産業建設部長です。議案第 3 7 号について詳細説明をいたします。

議案第 3 7 号平成 2 3 年度由布市水道事業会計補正予算（第 3 号）、第 1 条、平成 2 3 年度由布市水道事業会計の補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

第 2 条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。浄水場汚泥処理業務委託料で、期間は平成 2 4 年度中、限度額は 1, 0 6 6 万円でございます。平成 2 4 年 2 月 2 8 日提出、由布市長。

次のページに債務負担行為に関する調書を添付させていただいておりますけども、今回の補正につきましては汚泥処理の業務を平成 2 3 年度中に契約内容を確定させ、その契約の効力を平成 2 4 年 4 月 1 日から行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩いたします。再開は 1 4 時 1 5 といたします。

午後 1 時 56 分休憩

.....  
午後 2 時 13 分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、議案第 3 8 号平成 2 4 年度由布市一般会計予算について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） 財政課長です。御説明の前に、当初予算関係で修正等がございました御迷惑をおかけいたしました。おわび申し上げます。

それでは、まず最初に新年度予算の編成をまとめました平成 2 4 年度由布市予算の概要を説明させていただきます。別冊でお配りしています平成 2 4 年度由布市予算の概要をごらんいただきたいと思っております。

それでは、1 ページ目をお開きください。会計別の集計表です。一般会計は、前年度当初より 1 億 5, 4 3 1 万 9, 0 0 0 円の増、率にしまして 1. 0 % の微増となっております。

特別会計のうち、老人保健、公共下水道事業会計の2会計が23年度をもって廃止となっております。

次の2ページをお開きください。一般会計の歳入を款別に整理し、前年度と比較したものです。右のページ、3ページは、一般会計の歳出を目的別、性質別に分けて前年度と比較したものでございます。

4ページをお開きください。一般会計から特別会計等への繰出金の状況です。前年度との比較及び基準外、基準内に分けて記載しております。

5ページから7ページにつきましては、5つの重点施策別の具体的な事業名を掲載しています。表の一番右に、評価表（ページ）となっておりますけれども、これは別冊でお配りしています当初予算、事務事業事前評価表の該当ページを表記しています。8ページをお開きください。

5ページから7ページの重点施策のそれぞれの財源内訳です。9ページは、新たに地域経済活性化と雇用創出を図る目的で設けました緊急経済対策の事業をまとめたものです。下の雇用創出事業では、26名の方の雇用を確保しています。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。そのほかの主な事業を掲載しております。

12ページをお願いいたします。ここから15ページまでは、主な事業を総合計画の基本構想の中にあります7つの施策の大綱の分野別に整理したものでございます。

続きまして、16ページをお開きください。工事請負費の明細です。左のページ欄は、予算書の該当ページを表記しております。

17ページは、工事に伴う設計等の明細でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。後ほど説明いたします予算書の第3表の地方債を種類別に整理したものでございます。

次の19ページから22ページまでは、新しくなりました予算書の歳出の事業別説明の中に財源内訳の項目がございます。その中に、その他財源として金額が入っておりますけれども、その内訳、明細です。左に該当する予算書のページを表記しております。

23ページをお願いいたします。目的税であります入湯税の充当内訳でございます。

24ページからは、各部長宛に通知しました24年度の予算編成方針です。

27ページからは、予算編成における査定の推移です。A欄は前年度23年度の当初予算額、B欄は原課の要求額の合計額、C欄は各部長の査定、調整後の金額、E欄は副市長査定後、G欄の決定額が市長査定後の金額となっております。

27ページにつきましては会計別、28ページは一般会計の歳入の款別、29ページは一般会計の歳出の性質別、款別に。最後の30ページは節別に整理したものでございます。

それでは、予算書のほうを説明させていただきます。黒の背表紙がついたものでございます。

それでは、議案第38号平成24年度由布市一般会計予算、平成24年度由布市の一般会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ163億8,648万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は第2表継続費による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の限度額は10億円と定める。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成24年2月28日提出、由布市長。

それでは、5ページをお開きください。第2表継続費です。教育費、中学校費、湯布院中学校改築事業、湯布院中学校の校舎等の建てかえ事業です。24年度、25年度の2カ年事業で実施するものです。総額は11億8,125万6,000円、年割額としまして平成24年度は3億8,610万円、25年度は7億9,515万6,000円としています。

次の6ページ、7ページをごらんください。第3表地方債です。臨時財政対策債以外に23の事業に起債を充当することにしております。

続きまして11ページをお開きください。ここからは事項別明細書の説明です。今回、予算書の様式が変わりまして、歳出につきましては事業ごとにまとめていますので、事業の内訳の説明は略させていただきます。説明は、歳入、歳出とも目単位で、前年度と比較して増減の大きなものについてさせていただきます。

まず、歳入の一番上の1款市税1項市民税のうち、個人分が前年度よりも4,063万3,000円の増額となっております。これは、年少扶養控除の廃止等により増収を見込んでおります。

2項の固定資産税は、前年度比で1億円余りの大幅な減額となっております。この要因は、3年に1度の評価がえの年に当たりまして家屋分の落ち込みが大きいためでございます。

17ページをお開きください。一番上の10款地方特例交付金が、前年度より大幅に減額となっております。これは、子ども手当の制度改正に伴う交付金の減が主な要因です。

1 1 款の地方交付税のうち、普通交付税を2億円ほど増額しています。これは、23年度の確定値を参考に試算したものでございます。

2 1 ページをお開きください。1 5 款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金が約2,400万円の減額となっています。右の説明欄をごらんください。上から2番目の障害者自立支援給付費負担金が前年度より約1億円増額となり、3億1,400万円あまりとなっています。また、子ども手当が制度改正により、前年度よりも約1億4,700万円あまり減額となり約2億8,600万円、生活保護費負担金は前年度よりも約3,100万円の増額となっています。

同じページの2項国庫補助金1目総務費国庫補助金の減は、前年度計上しておりましたテレビの地デジ対策補助金がなくなったことによるものでございます。

3目民生費補助金、国庫補助金の増は、生活保護適正化実施推進事業補助金が前年度よりも約2,100万円増額となったためです。

4目土木国庫補助金の伸びは、道路改良に対する補助金である社会資本整備総合交付金の約1億4,000万円増額によるものです。

5目教育費国庫補助金の伸びは、次の24ページの一番上に記載しております学校施設環境改善交付金の増額によるものです。

2 3 ページをお開きください。中ほどの1 6 款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金が約5,100万円増額となっています。この要因は、国庫負担金と同じく障害者自立支援給付費負担金の増によるものです。

2 5 ページをお願いいたします。2項県補助金4目労働費県補助金が8,510万円の減額となっています。これは、緊急雇用対策事業の縮小によるものでございます。

続きまして、29ページをお開きください。19款繰入金が1億円余りの増額となっています。要因といたしましては、緊急経済対策に充当するために、隣の30ページの説明欄にあります財政調整基金を前年度よりも1億3,000万円余り多く取り崩したためであります。この結果、財政調整基金の残高は24年度の利子積立分を含めまして18億7,400万6,000円となります。

3 3 ページをお願いいたします。22款市債です。前年度よりも1億8,000万円ほど減額となっています。1目の総務債は、実質的な交付税とされる臨時財政対策債を23年度の確定値から試算しまして、1億6,000万円余り減額しております。

4目の土木債の増は、挾間の公共下水道終末処理場用地の公園化事業である2目の都市計画債の皆増が要因です。

6目の教育債の減額は、由布院小学校の改築事業の終了による減と、新たに始まる湯布院中学校の改築事業との差額分によるものです。

続きまして、35ページをお開きください。歳出になります。今回から予算書の様式が変わりまして、歳出につきましては事業別にまとめております。

35、36ページをごらんください。左のページには目ごとにまとめた本年度、前年度の予算額を、そしてその比較。節の金額は右のページの各事業にあります節をまとめた合計額になります。ちなみに、議会費につきましては、3つの事業が1つの目になっております。

それでは、内容について御説明いたします。

議会費の減につきましては、昨年度の地方議会議員年金制度の廃止に伴う共済費の減額が主な要因です。

37ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費が前年比、約1億円の減額となっています。これは、職員給与等の減によるものです。

45ページをお願いいたします。中ほどの2目文書広報費、事業別説明の1文書広報費13節委託料の地域情報発信業務は、23年度に引き続き全額緊急雇用の県補助金を受け、今のところ予定といたしましてはOBSラジオに委託する予定でございます。

51ページをお開きください。下のほうになりますけれども、6目企画費が800万円余り減額となっています。これは「まちづくり情報機構事業」の見直しによる賃金の減と、市民地域満足度調査の委託料の減によるものです。

55ページをお願いいたします。7目電子計算費が6,200万円余りの減額となっておりますけれども、これは18節備品購入費で計上しています職員用のパソコンの買い替えが昨年度は100台、本年度は30台と減少、また地デジの共聴施設整備補助金、約4,000万円がなくなったことによるものです。

続きまして57ページをお開きください。一番下になりますけれども、9目地域振興費が5,600万円余りの増額となっています。これまで建設課、環境課などで計上をしておりました作業員賃金を、各振興局に組みかえたことによるものです。また、工事関係についても新たに振興局の予算として計上しております。また、今回、振興局長権限で執行可能な地域活力創造補助金を100万円増額し、各振興局とも、これまでの200万円から300万円となっております。

続きまして、71ページをお開きください。上の2項徴税費2目賦課費です。約3,000万円の減額となっておりますけれども、これは固定資産評価システム支援委託料の減、県補助の緊急雇用事業で行っておりました在来家屋現地調査委託料の縮小などによるものです。

83ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費です。約1,800万円の増額となっています。要因につきましては、右のページの中ほどにあります工事請負費2,065万2,000円を新規で計上したためであります。この工事は、旧湯布院福祉

センターの解体工事です。

続きまして、85ページをお開きください。一番下の3目障がい者福祉費が約2億円の増額となっています。これにつきましては、88ページをお開きください。一番下にあります19節負担金、補助及び交付金のうち、療養介護医療費負担金が前年度よりも約6,000万円、次の障害福祉サービス費負担金も前年度よりも約1億5,000万円と大きくふえたためです。

91ページをお願いいたします。6目介護保険事務費が約4,000万円の増額となっています。要因は右のページの28節繰出金のうち介護保険事務費が約2,000万円の増、次の介護給付費が約2,700万円の増となったためです。

続きまして、93ページをお願いいたします。一番下の2項児童福祉費1目児童福祉総務費が1億6,000万円の減額となっています。これにつきましては96ページをお願いいたします。一番上の20節扶助費の子ども手当給付金が制度の見直しにより、前年度よりも約1億4,700万円の減額となっています。

次に、左の95ページの下をごらんください。2目子育て支援費が3,500万円の減となっていますけれども、これは昨年度工事を行いました由布院児童クラブの建設工事分がなくなったためであります。

続きまして、99ページをお願いいたします。3項生活保護費1目生活保護総務費が約2,000万円の増額となっています。右のページの中ほどに13節委託料、生活保護システム導入業務2,154万4,000円を新規で計上したためであります。なお、この経費につきましては、全額国庫補助となっております。

101ページをお願いいたします。中ほどの2目扶助費が約4,000万円の増額となっております。右のページの20節扶助費のうち伸びの大きなものは、医療扶助費が1,900万円、生活扶助費が1,200万円の増となっております。

続きまして、111ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費2目母子保健費が約2,000万円の増額です。主な要因は、右のページの4子ども医療費助成事業費3,032万3,000円を計上しています。これまでは小学校3年生までの通院費に対し市が助成していたものを、今回、小学校4年生から中学校3年生までの通院費分も市が助成するものです。その経費としまして1,600万円増額となっています。

113ページをお開きください。4目予防費が約2,800万円の減額となっています。この要因につきましては、右のページの2の子宮頸がん等予防接種事業の減によるものです。

続きまして、115ページをお開きください。5目環境衛生総務費が約7,700万円の減額です。主な要因は、昨年度計上しました公共下水道の中止に伴う古野郷団地に対する集中処理浄化槽更新整備補助金約4,600万円と、大分市葬祭場の改築に伴う負担金が約1,300万円、

それぞれ減少したことによるものです。

続きまして、117ページをお開きください。下のほうになります6目環境対策費の700万円の減額につきましては、作業員賃金の振興局費に組みかえによるものです。

121ページをお願いします。中ほどの2項清掃費1目清掃総務費の減額4,700万円余りは、由布大分環境衛生組合負担金の減によるものです。

126ページをお願いします。一番上の3項上水道費1目上水道施設費28節繰出金で、上水道会計に対し収益の赤字分を補てんするため2,150万6,000円の貸付金を計上しております。

135ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費4目畜産業費が約3,000万円の増額となっています。これは、次の138ページ、2の畜産施設整備事業費が新規で、この分が増額となっています。

139ページをお願いします。下のほうになりますけども、2項林業費1目林業振興費の増は142ページをお願いします。4の鳥獣害防止特別対策事業2,005万8,000円を、市単独事業として計上したことが主な要因です。

続きまして、148ページをお願いします。7款商工費1項商工費3目観光費の、3の観光振興整備事業費のうち新規事業としましては、19節の負担金、補助及び交付金の下のほうにあります滞在型観光ビジョン推進事業補助金、感謝フェアin坐来大分開催補助金、滞在型・循環型保養温泉地促進事業補助金、この3つが新規です。

次の149ページをお開きください。8款土木費1項土木管理費1目土木管理費が、前年度よりも約2,000万円の増額となっています。

152ページをお開きください。新規事業としまして、上のほうにあります設計業務等の技術支援を委託する現場技術業務、その下の塚原パーキングにスマートインターチェンジの整備について調査する業務委託費の計上が増額の要因になっています。

続きまして161ページをお開きください。4項都市計画費4目公園費が約1億円の増額となっています。これは右のページ、2の公園整備費として新規に計上しました公共下水道終末処理場用地の公園整備事業によるものです。

同じく、161ページの5項住宅費1目住宅管理費の増は、164ページをお開きください。3の公営住宅購入としまして、こちらも新規になりますが挟間の雇用促進住宅の購入経費約6,800万円によるものです。

続きまして、166ページをお願いします。9款消防費1項消防費1目常備消防費で、消防本部の経費でありますけども、一番下に、2消防施設整備事業費4,252万5,000円を新規に計上しています。老朽化した水槽付ポンプ自動車1台の買い替え分です。

171ページをお開きください。10款教育費1項教育総務費2目事務局費が約1,700万円の増額となっております。これは、174ページをお開きください。一番上の28節繰出金、教育奨学資金貸付基金2,000万円が主な要因です。なお、この2,000万円のうち300万円は、ふるさと納税によって積み立てました「みらいふるさと基金」からの繰入金です。

179ページをお願いします。2項小学校費1目学校総務費が約1,600万円の増額です。これは緊急経済対策による小学校の修繕、工事等の増によるものです。

189ページをお願いいたします。4目学校建設費が約5億8,000万円の減額となっております。これは谷小学校の耐震化工事と、由布院小学校改築工事の終了による減が主なものであります。本年度は新規に阿南小学校の耐震化工事、継続となります挾間小学校の工事費を計上しています。

191ページをお開きください。3項中学校費1目中学校総務費が約1,100万円の増額となっております。これは小学校総務費と同じように、緊急経済対策で行う中学校の修繕工事費の増によるものが主な要因です。

195ページをお願いいたします。3目教育振興費が増額となっております。主な要因は新年度から中学校の武道が必修化になることから、各中学校が新たに18節備品購入費で武具を購入する経費を計上しているためでございます。ちなみに挾間中学校と庄内中学校は柔道、湯布院中学校は剣道となっております。

197ページをお開きください。4目学校建設費3億8,610万円を新規で計上しています。湯布院中学校の改築事業です。本年度と25年度で事業を実施するものです。全体事業費については継続費で御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

最後になりますけれども、237ページをお開きください。14款予備費につきましては、前年度と同額の1,500万円を計上しております。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第39号平成24年度由布市国民健康保険特別会計予算から、議案第41号平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計予算まで、続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 隆義君） 議案第39号から議案第41号まで御説明をさせていただきます。なお、大変申しわけありませんが、議案第39号の説明資料の訂正をお願いいたします。5枚目以降に予算に関する説明書がございますが、12ページの囲み枠の上から2つ目の8款県支出金2項県補助金1目の財政調整交付金、既に皆様の資料は訂正をさせていただいておりますが、前年度の金額がゼロになっておりまして、比較が1億7,100万5,000円となっておりますが、前年度の金額が1億5,871万3,000円、計も同じ金額です。比較が

1,229万2,000円、計も同じ金額が入っております。謹んでおわびを申し上げ訂正をさせていただきます。御理解を賜りたいと思います。

それでは、議案第39号の御説明をさせていただきます。

議案第39号平成24年度由布市国民健康保険特別会計予算。平成24年度由布市の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ42億7,335万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。平成24年2月28日提出、由布市長。

内容を御説明させていただきます。5ページから7ページの事項別明細書に基づき、主なもののみ御説明をさせていただきます。

国民健康保険事業の歳出予算科目は、事務経費に当たる総務費と保険給付費並びに後期高齢者医療制度への支援金、介護保険制度への納付金及び特定健康診査などを実施するための保健事業費で構成をされております。

歳入は、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、県支出金、一般会計及び基金からの繰入金でございます。国・県の支出金につきましては負担割合がそれぞれ定められております。

国庫支出金の療養給付費等負担金では、歳出予算科目である保険給付費の一般被保険者に係る療養給付費、療養費、高額療養費、後期高齢者支援金、介護納付金などの合算額に、国庫負担分32%を乗じて算出し、財政調整交付金については国庫分9%、県費分9%を乗じて算出した額を、それぞれ歳入見込み額として計上いたしております。

1款国民健康保険税は、昨今の情勢や前年度の決算見込み額を考慮し6億6,575万5,000円を計上しております。

6ページの歳出は、2款保険給付費30億306万9,000円、3款後期高齢者支援金4億3,994万5,000円、6款介護納付金1億9,858万2,000円、7款共同事業拠出金5億2,727万2,000円、8款保健事業費7,020万8,000円が主なものになっております。

20ページをお願いいたします。囲み枠の一番下ですが、2款保険給付費は一般被保険者分と退職被保険者分に区分され、一般被保険者分の合計が27億1,749万3,000円、退職分合計が2億6,055万4,000円になっております。

22ページの、2款1項1目一般被保険者療養給付費及び2目退職被保険者等療養給付費については、平成23年度一人当たり費用額の実績見込みから、一般被保険者分4.18%、退職被保険者等分3.3%の伸びをそれぞれ見込んでおり、24年度一人当たり費用額を一般被保険者分38万2,454円、退職被保険者等分47万9,800円として由布市の保険者負担額に当たる給付費を算定いたしております。

36ページをお願いいたします。下のほうにあります8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費に5,546万3,000円を計上いたしております。前年に比べ944万7,000円増額していますが、これは平成20年度から健診の受診促進に努めておりまして、今年度は受診率65%、指導実施率45%を目標に各種事業を実施する予定にいたしております。

前後しますけれども、36ページの7款共同事業拠出金5億2,727万2,000円は、1項高額医療費共同事業医療費拠出金については80万円、2項保険財政共同安定化事業拠出金については30万円を超える医療費の実績と、被保険者数に応じて国保連合会が拠出金額を算出したものでございます。この拠出金は各市町村が共同で出資するもので、歳入予算科目10款の共同事業交付金の財源となっております。

39号については以上でございます。

議案第40号をお願いします。議案第40号平成24年度由布市介護保険特別会計予算。平成24年度由布市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ37億3,794万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は3億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の区分を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成24年2月28日提出、由布市長。

内容を御説明いたします。まず3ページ並びに4ページの事項別明細書に基づき、主なもののみ説明させていただきます。

介護保険事業の歳出予算課目は、事務経費に当たる総務費と、保険給付費並びに地域支援事業

を実施するための事業費で構成されております。歳入は、保険料国庫支出金、調整交付金、支払基金交付金、県支出金、一般会計からの繰入金でございまして、制度に基づき負担割合がそれぞれ定められております。

保険給付費の負担率は、国庫支出金では施設分15%、その他分20%、調整交付金8.57%、支払基金交付金29%、県支出金は施設分17.5%、その他分12.5%、一般会計繰入金12.5%となっています。この負担率を歳出の保険給付費35億5,526万7,000円に乗じて算出した額を、それぞれ歳入見込み額として計上いたしております。

また、4ページの5款地域支援事業費7,876万円は介護予防事業費分2,051万円、包括的支援事業・任意事業費分5,825万円となっておりまして、負担率が国庫支出金では介護予防事業費分25%、包括的支援事業・任意事業費分39.5%、支払基金交付金、介護予防事業費分29%、県支出金の介護予防事業費分12.5%、包括的支援事業・任意事業費分19.5%、一般会計繰入金の介護予防事業費分12.5%、包括的支援事業・任意事業費分19.75%となっています。この負担率を地域支援事業費に乗じて算出した額を、それぞれ歳入見込み額として計上いたしております。

歳出につきましては、第5期介護保険事業計画に基づいた計画値でございまして、1款総務費8,270万9,000円、2款の保険給付費35億5,526万7,000円、要支援・要介護状態にあることを予防するための5款地域支援事業費7,876万円が主なものとなっております。

14ページをお願いいたします。14ページからの総務費には認定調査嘱託職員6名分の賃金1,620万円、電算運用業務3,241万5,000円、介護認定時に要する主治医意見書作成料1,244万3,000円のほか、第5期介護保険事業計画の印刷製本費134万8,000円が含まれております。

18ページからの保険給付費は、6種類の介護サービスから成っておりまして、サービスの種類ごとに施設分とその他分があり、施設分が12億3,822万3,000円、その他分が23億1,704万4,000円となっております。

以上でございます。

議案第41号をお願いいたします。議案第41号平成24年由布市後期高齢者医療特別会計予算。平成24年度由布市の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億501万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。平成24年2月28日提出、由布市長。

内容を御説明させていただきます。3ページ並びに4ページをお願いいたします。

事項別明細書に基づいて説明させていただきます。

歳入は、3款の一般会計からの繰入金1億2,812万9,000円を含め、総額4億501万7,000円を見込んでおります。1款の後期高齢者医療保険料2億7,577万3,000円は、被保険者の見込み数5,948人の保険料総額から保険料軽減額を除いた金額を、特別徴収分と普通徴収分に分けて計上いたしております。

5款諸収入101万4,000円は、保険料の還付金が主なものでございます。

4ページの歳出につきましては、2款の大分県後期高齢者医療広域連合への納付金4億97万円が主なものでございます。そのほかは事務的な経費であり、前年度の実績見込みを加味しながら必要額を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第42号平成24年度由布市簡易水道事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（佐藤 忠由君） 産業建設部長です。議案第42号についての詳細説明を申し上げます。

議案第42号平成24年度由布市簡易水道事業特別会計予算。平成24年度由布市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ2億7,929万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定による、起こすことができる地方債の起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。平成24年2月28日提出、由布市長。

次の1ページから2ページには、歳入歳出を款項ごとに金額の記載をしております。

3ページをお願いいたします。第2表地方債でございます。庄内簡易水道施設のテレメーター設置工事に伴い、起債を行うものでございます。起債の目的につきましては、簡易水道事業債、限度額につきましては7,030万円でございます。起債の方法等につきましては、ここに記載のとおりでございます。

それでは、詳細につきまして事項別明細書で御説明を申し上げたいと思います。

まず、歳入より主なものを御説明いたします。7ページから10ページに記載をしておりますけれども、7ページ及び8ページ、1款分担金及び負担金1項の負担金は157万5,000円で、新規加入者の減少によりまして対前年度当初比で25%の減額となっております。

2款使用料及び手数料1項使用料は1億3,255万9,000円、歳入総額の47.5%を占めておりまして、前年対比0.6%の増を見込んでおります。

4款繰入金1項一般会計繰入金は6,968万7,000円で、前年度対比1.6%の増でございます。

9ページから10ページをお願いいたします。5款繰越金は前年度と同額の500万円を、7款市債1項1目簡易水道事業債として、先程申し上げましたように7,030万円を借り入れるようにしております。

次に、歳出について主なものを説明いたします。11ページから16ページに記載をしておりますけれども、11ページから12ページをごらんいただきたいと思います。

1款水道費1項簡易水道費1目総務管理費でございますが、この総務管理費につきましては水道水を供給するための施設運用経費等でございます。1億6,432万5,000円で、前年対比5,667万8,000円の増となっております。主なものにつきましては、13節の委託料で、簡易水道施設整備促進事業の許認可申請書作成業務の委託料等で998万6,000円や、検針、また水質検査等で2,496万4,000円を。15節工事請負費で、庄内の簡水の施設のテレメーター設備の更新工事等で8,473万6,000円を予定しております。また、職員4人分の人件費やメーター購入費等の物件費を計上しております。25節の積立金は250万円を基金に積み立てるようしております。27節公課費では、消費税を計上しております。

13ページをお願いいたします。2目維持管理費でございますが2,065万7,000円で、光熱水費と取水場の管理経費等の物件費でございます。

次に、13ページから16ページにかけまして公債費及び予備費を掲載しております。

まず、2款公債費1項公債費は、これまでに借り入れました起債23億円分の元金及び利子の償還金で、13ページの1目元金23節償還金利子及び割引料で、元金7,728万2,000円。15ページでございますけれども2目利子23節の償還金利子及び割引料で、これは利子で

1,553万4,000円、合計で9,281万6,000円でございます。前年度比較でマイナスの505万5,000円となっております。予備費につきましては150万円を計上しております。

17ページから22ページには、給与費明細書を添付しております。

最後、23ページでは、簡易水道事業債に係る調書を掲載しておりますけれども、平成24年度末現在高見込額は7億3,995万7,000円でございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第43号平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（溝口 博則君） 環境商工観光部長です。議案第43号の詳細説明をいたします。

議案第43号平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計予算。平成24年度由布市の農業集落排水事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ9,982万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成24年2月28日提出、由布市長。

6ページをお願いいたします。歳入でございますけれども、2款の使用料及び手数料につきましては、昨年度の実績等を勘案し、昨年とほぼ同様の金額を計上見込みとしております。

4款の一般会計への繰入金でございますが、対前年に対して284万8,000円の減額となっておりますが、昨年、一昨年と低利の借り入れ、借りかえを行いまして、その分によりまして償還金の利息が減になったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。6款諸収入の雑入でございます。前年度までは普通預金の利子を計上しておりましたが、今年度377万円という高額を計上いたしております。これは、県営の基幹農道の整備事業、東長宝第2期工事の関係で、管路の移設が必要になりまして、その補償金として377万円を計上いたしております。場所は、庄内のほうから櫟木トンネルに行きまして、手前庄内よりJRの上側付近の場所でございます。

次のページ、10ページのほうをお願いいたします。歳出ですけれども、1目の一般管理費で

ございますけれども、対前年比で219万8,000円の減額となっております。これにつきましては、水道課と一緒に、今年度ですけれども会計システムの入れかえを行いまして、その電算システムの運用業務の減、それから消費税並びに給与管理費ですけれども、人件費の減によるものでございます。

それから、その下2目の維持管理事業費ですけれども、ほぼ前年どおりの見込みで計上をいたしておりますが、昨年と比較いたしまして438万1,000円の増となっております。この増につきましては、次のページ13ページのところに記載しておりますが、15の工事請負費、これが先ほど申しました農道整備に伴いませんところの管路移設分の工事費等を計上しております。この分が増額となっております。

中段の公債費でございますが、対前年で1,870万1,000円の減額となっておりますが、昨年は地方債の低利の借りかえのため、元金償還を行いました関係で増となっておりますが、終わりましたので、今年度が減額となっております。一番下の利子でございますけれども、借りかえによりまして、利子分として203万2,000円の減額となっております。一番最後20ページに、それぞれの年度末における起債の現在高を記載しておりますので参考にごらんいただきたいと思っております。

詳細説明につきまして以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第44号平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 隆義君） 議案第44号平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計予算、平成24年度由布市の健康温泉館事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,666万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の既定による一時借入金の借入れの最高額は1,200万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの既定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成24年2月28日提出、由布市長。

内容を御説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳入は一般会計からの借入金1億740万3,000円を含め、総額1億2,666万1,000円を見込んでおります。1款の使用料は1,748万円

を見込んでおり、前年度対比、マイナス5.4%となっています。

2款繰入金が前年対比で減額になっているのは、公債費の償還利子が減少したことや、屋根の防水工事が終了したことによるものでございます。

3款繰越金及び4款諸収入1項1目預金利子は、科目のみの設定をいたしております。

次の4款2項1目雑入177万6,000円は、売店及び自動販売機等の収入を見込んでおります。

次ページをお願いします。歳出の1款健康温泉館費の1項1目一般管理費2,852万2,000円及び2目施設管理費3,342万6,000円は、温泉館運営委員8人分の報酬のほか、臨時嘱託職員12名分の人件費及び施設の管理運営にかかわる、ランニングコストを計上いたしております。前年対比のマイナス要因は、歳入の説明の際にも申し上げましたように屋根の防水工事が完了したことによるものでございます。

次ページをお願いします。10ページ、11ページですが、2款公債費の1項1目元金6,000万円、2目利子471万3,000円は起債に対する償還金及び利子を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第45号平成24年度由布市水道事業会計予算について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（佐藤 忠由君） 産業建設部長です。議案第45号の詳細説明を申し上げます。

議案第45号平成24年度由布市水道事業会計予算、第1条、平成24年度由布市水道事業会計予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

第1号、給水戸数、月8,830戸。第2号、年間総給水量335万2,000立方メートル。第3号、1日平均給水量9,184立方メートル。第4号、主要な建設改良事業、配水管等の新設・改良工事2,500万円、施設新設・更新工事1億9,913万1,000円。第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため一般会計からの長期借入金2,150万6,000円を借り入れる。収入で、第1款水道事業収益4億8,645万7,000円。

次のページ、2ページをお願いいたします。支出で、第2款水道事業費用5億796万3,000円。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額2億1,381万3,000円は、建設改良積立金800万円、減債積立金1,950万円、過年度分損益勘定留保資金1億8,631万3,000円で補てんするものとする。収入で、第3款資本的収入2億2,848万2,000円、

支出で、第4款資本的支出4億4,229万5,000円。

3ページをお願いいたします。第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

浄水場汚泥処理業務委託、期間は平成25年度中。限度額は1,200万円でございます。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、限度額は並柳配水池増設工事1,980万円。並柳配水池紫外線処理施設新設工事1億1,910万円。挾間浄水場中央監視制御設備更新工事実施設計委託2,000万円。利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

第7条、一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

4ページをお願いいたします。第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における、同一の款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第9条、次に掲げる経費についてはこれらの経費の金額を、これらの経費のうち、他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費9,275万7,000円。第2号、交際費5万円。

第10条、上水道事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は6,713万8,000円である。

第1号、上水道事業3,288万6,000円。第2号、谷簡易水道事業3,425万2,000円。

第11条、たな卸資産の購入限度額は1,000万円と定める。平成24年2月28日提出、由布市長。

7ページから10ページにかけまして、予算の実施計画を、款項目ごとに収益的収入、支出及び資本的収入、支出の予定額を掲載しております。

それでは、平成24年度の水道会計予算の主なものについて御説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。平成24年度は赤字の予算となりますが、昨年まで水道事業会計運転資金補助金を一般会計からの長期借入金で補てんすることによるものでございます。収益的収入から御説明をいたします。

1款水道事業収益1目の給水収益では料金収入は4億3,960万8,000円で、前年度対比0.5%の微増となっております。3目その他営業収益は2,054万4,000円で、前年度対比7%の増となっております。一般加入負担金は1,977万1,000円を予定しております。

次のページをお願いいたします。12ページでございます。2項営業外収益2目他会計補助金2,571万5,000円で前年度対比39%の減でございます。企業会計システムリース料に伴う一般会計の出資金がありますが、一般会計からの水道事業会計運転資金が長期借入金となったための減額が主なものでございます。

14ページをお願いいたします。収益的支出の御説明を申し上げます。2款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費につきましては、水道原水を取水してから浄水場で配水としてできるまでの処理を行う費用でございまして1億3,717万6,000円で、前年度対比3.8%の増でございます。4節の賃金で挾間浄水場の嘱託職員3名の人件費でございます。14節委託料で水質検査や汚泥処理等の委託料6,050万5,000円、前年度対比4.5%の増となっております。

15ページをお願いいたします。19節の動力費は2,998万8,000円9.8%の増加でございまして、取水場と浄水場の電気料でございます。2目配水及び給水費は、浄水場より各配水池を通して各家庭に給水するまでの要する費用でございまして4,740万6,000円で、前年度対比0.6%の微増でございます。主なものにつきましては、4節賃金、水道施設維持管理費の管理の嘱託職員2名分の人件費でございます。

次のページ、16ページをお願いいたします。14節で委託料、水道検針業務の委託料が主なものでございます。17節修繕費は緊急修理の経費等でございます。19節の動力費は576万円でございます。8.3%の増加で配水池の電気料でございます。

17ページをお願いいたします。4目の総係費でございますが、水道事業の事務的経費でございます。9,119万7,000円で、前年度対比3.3%の増でございます。主なものとしまして、職員7名分の人件費、4節賃金はシステムオペレーターの嘱託職員2名分でございます。

次のページをお願いいたします。14節委託料273万2,000円で、前年度対比43.7%減となっております。23年度にシステムの入替えを行ったことから、水道料金水道会計システムの保守委託料が減額されたものでございます。16節の賃借料で前年対比31.8%の増でございます。水道料金水道会計システムのリース料が主なものでございます。

19ページをお願いいたします。5目減価償却費でございますが、本年度固定資産の減価償却費でございまして、現金の支出を伴わないもので損益勘定留保資金としての取り扱いとなります。

20ページの2項営業外費用8,184万8,000円、企業債の借り入れ利息でございます。

21ページをお願いいたします。3目消費税で1,000万円を計上しております。

次に、資本的予算を御説明を申し上げます。

23ページをお願いいたします。3款資本的収入1項企業債1目企業債で1億5,890万円。建設改良に伴う企業債で、並柳浄水場紫外線処理施設整備工事及び挾間上水道の電気計装実施計

画委託料でございます。2項1目工事負担金で1,500万円。3項1目消火栓建設受託金は消火栓1基分を予定してございます。

24ページをお願いいたします。5項他会計補助金1目一般会計補助金、6項1目国庫補助金につきましては並柳浄水場の紫外線処理施設整備事業に伴う補助金や、南部谷地区水道施設の建設に伴う償還金元金分の補助金等でございます。

25ページをお願いいたします。資本的支出に関しましては、施設の整備拡充のための経費でございます。4款資本的支出1項建設改良費1目上水道施設費は前年対比で54.5%の増加となっております。これにつきましては職員3名分の人件費でございます。14節委託料は4,026万2,000円で、挾間上水場中央監視制御設備更新工事の実施設設計が主なものでございます。

26ページをお願いいたします。28節請負工事費は2億2,413万1,000円で、市道下黒野喜多里線の水道管移設・新設1件で、並柳浄水場紫外線処理施設整備工事更新5件などとなっております。2項1目で企業債償還金1億4,865万4,000円で、起債の元金償還分でございます。

27ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書につきましては、平成25年度中の契約に関するもので浄水場の汚泥処理業務を4月1日から開始することが予想されますので、平成23年度中に契約を行うことが必要なことから計上するものでございます。3ページの第5条、債務負担行為で御説明を申し上げたとおりでございますので省略をいたします。

28ページをお願いいたします。上水道事業債の調書で1億5,890万円の借り入れ見込みと、1億4,865万4,000円の元金償還見込みによりまして平成24年度末の現在高見込み額は22億7,309万3,000円となります。

29ページから33ページには職員10名分の給与費の明細を、34ページは平成24年度水道事業会計の資金計画を添付しておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

35ページから37ページは、平成23年度の財務諸表でございます。予定損益計算書で損益計算書は経営成績を示すものでございまして、決算書がまとまりましたら正確な数字を報告させていただきますが、35ページの表の下段、当該事業年度の純損益は394万6,000円の損失が発生する予定でございます。

36ページから37ページにかかけまして、平成23年度の予定貸借対照表を添付しておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

38ページには、平成24年度の予定損益計算書を掲載しておりますけれども、平成24年度におきましても2,371万円の赤字が予想されております。

39ページから41ページにかかけまして平成24年度の予定貸借対照表を添付しております。

ごらんいただきたいと思います。

42ページは継続費に関する調書でございますが、平成23年度から平成24年度で実施します並柳配水池増設工事に関するものであります。平成23年度で7,400万円の通次繰り越しを、平成24年2,200万円で総額1億3,000万円を予定しております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（生野 征平君） 各議案の詳細説明が終わりました。

---

○議長（生野 征平君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は、3月1日午後1時30分から一般質問を行います。なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りは、あす2月29日の正午までとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでございました。

午後3時38分散会

---